

山梨県学校防災指針

防災教育指導編

1章 防災教育の在り方

平成26年3月

山梨県教育委員会

目 次

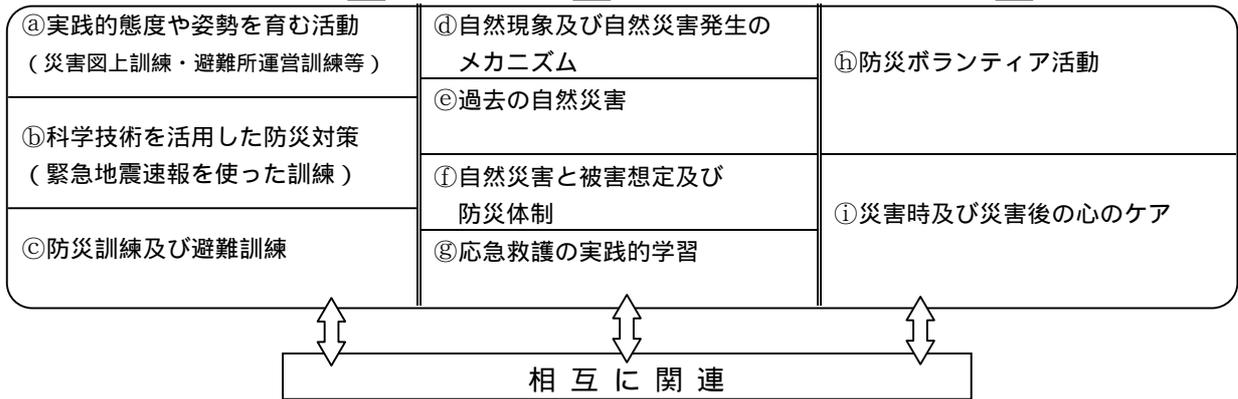
| 防災教育指導編 1章 防災教育の在り方 | | | ページ |
|---------------------|-------------------------|---|----------------------|
| 防災教育指導 | 1 防災教育の目標 | (1) 自らの危険を予測し、回避する能力を高める (2) 支援者としての視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める | 3 3 |
| | 2 防災教育の主な指導内容 | | 4 |
| | 3 学校や家庭・地域における防災教育 | (1) 学校における防災教育 (2) 家庭、地域における防災教育 | 6 7 |
| | 4 防災教育に関する指導計画の作成 | | 8 |
| 防災教育の指導内容 | 1 DIG（災害図上訓練）による防災教育 | (1) DIGとは？ (2) DIGのねらい (3) DIGの基本的な流れ (4) DIG「初級編」「中級編」「応用編」について | 9 9 9 10 |
| | 2 緊急地震速報受信システムを活用した防災教育 | (1) 「知る」 (2) 「備える」 (3) 「訓練する」 | 11 11 14 |
| 防災教育の指導内容 | 1 幼稚園 | (1) 幼稚園における防災教育の在り方 (2) 防災教育及び避難訓練計画案 (3) 避難の要領 | 15 16 17 |
| | 2 小学校 | (1) 小学校における防災教育の在り方 (2) 各教科・領域における防災教育指導内容 | 18 18 |
| | 3 中学校 | (1) 中学校における防災教育の在り方 (2) 各教科・領域における防災教育指導内容 | 25 25 |
| | 4 高等学校 | (1) 高等学校における防災教育の在り方 (2) 教科学習での指導 (3) 特別活動・総合的な学習の時間での指導 | 34 34 35 |
| | 5 特別支援学校 | (1) 特別支援学校における防災教育の在り方 (2) 児童生徒等を守るという視点 (3) 防災教育に関する主な内容 (4) 防災教育に関する年間を通しての指導計画例 | 36 36 36 38 |

防災教育指導の概要

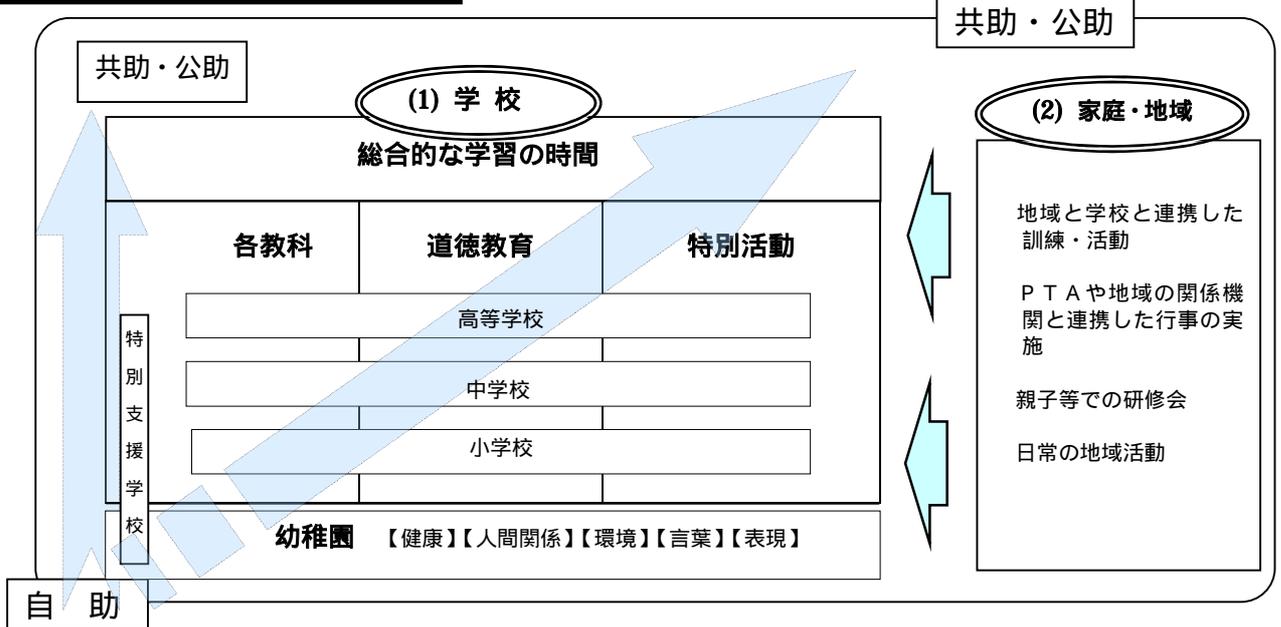
1 防災教育の目標

| | |
|------------------------------------|---|
| (1) 自らの危険を予測し、回避する能力を高める 自助 | (2) 安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める 共助・公助 |
| 主体的に行動する態度の育成 | 防災の基本的な知識の指導 |

2 防災教育の主な指導内容



3 学校や家庭・地域における防災教育



4 防災教育に関する指導計画の作成

- (1) 基本的な考え方
- (2) 全体計画
- (3) 防災教育に係る年間指導計画

1 防災教育の目標

文部科学省による「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」の最終報告（平成24年7月）では、災害発生時に、自ら危険を予測し、回避するための「主体的に行動する態度」を育成し、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献する「共助・公助」の精神を育成する防災教育の重要性を示している。

このため、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くために（自助）、そしてボランティア活動に参加しようとする態度（共助・公助）なども含めて、災害時に必要とされるさまざまな資質や能力を身に付けるためには、日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成する必要がある。

人間には自分の都合の悪い情報を無視したり過小評価したりしてしまう心理的特性「正常化の偏見（バイアス）」をもっていることもあることから、知識が自らの行動に結びつきにくい状況を招いている。行動につなげるためには児童生徒等が知識を主体的に学び、豊かな生活体験・学習体験を積む中で、自分を取り巻く社会・自然の成り立ちや仕組み、そこに住む人々や生物の有り様をしっかりとつかむことも大切である。

場面や状況、発達段階に応じ、防災教育のねらいや展開は多岐にわたると考えられるが、学習活動の中に、これらの考え方を取り入れていくことが重要である。

(1) 自らの危険を予測し、回避する能力を高める **自助**

自然災害では、想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、東日本の地震・津波でも状況に応じ、臨機応変な判断や行動を取る姿勢を重視する教育により危険を回避することができた例があったことから、災害に備えるためのハザードマップ等を有効に活用しながら、さらにその想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導することが必要である。その際、想定を超えた自然災害から児童生徒等が主体性を持って自らの命を守り抜く、そのために行動するという「主体的に行動する態度」を身に付けることは極めて重要となる。

災害発生時に、自ら危険を予測し、回避するためには、自然災害に関する知識を身に付けるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることが必要であり、その力を身に付けるには、日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成する必要がある。

前述した「正常化の偏見」という心理的特性も踏まえ、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するための教育手法を開発・普及する必要がある。

周りの状況に応じ、自らの命を守り抜くために「主体的に行動する態度」の育成

指導内容

- ① 災害図上訓練（DIG）や避難所運営訓練（HUG）など実践的態度や姿勢を育む活動
- ② 緊急地震速報を活用するなど、科学技術を活用した防災対策
- ③ 自然災害を想定した防災訓練及び避難訓練

防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導充実

指導内容

- ① 自然現象及び自然災害発生のメカニズム（地震、台風、土砂災害、洪水、液状化等）
- ② 過去の自然災害
- ③ 自然災害と被害想定（人的、物的被害、ライフラインの影響等）及び防災体制
- ④ 応急救護の実践的学習

(2) 支援者としての視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める **共助・公助**

防災教育で一番重要なことは、自らの命を守ることであるが、その後の生活、復旧、復興を支えるための支援者となる視点も必要である。特に、被災地でのボランティア活動は、災害時の支援者としての視点に立つ活動となる。

指導内容

- ① 防災ボランティア活動
- ② 災害時及び災害後の心のケア

2 防災教育の主な指導内容

「防災教育の目標」を実現するための主な指導内容として、9つの項目を例示した。これは、従来行われてきた防災教育の指導内容に、現在特に求められている防災教育の内容を追加し、目標に即して例示したものである。

これらの項目は相互に関連する部分も多くあり、児童生徒等の発達段階に応じて、教科等の内容や特別活動等において横断的・総合的に指導する工夫も必要である。

① 災害図上訓練（DIG）や避難所運営訓練（HUG）など実践的態度や姿勢を育む活動

災害発生時や発生後にどのような行動をするかの判断は、自然災害や防災の知識や技能をもっているだけでは不十分である。いつ、どこでおこるか分からない自然災害に対して安全を確保していくためには、日常から防災意識を高くもち、災害発生時の行動について、常に考える姿勢をもつことが大切である。そのためには、まず、学校や地域、自分と関わりのある場所が、防災上どのような危険があるのかを、自ら気付くことを経験しなければならない。危険な場所を他の人から教えられても、危険であるかどうかを実感として感じなければ意味がなくなってしまう。自ら気付くことによって、自ら危険を回避する能力も身に付ける必要に迫られることになる。実践的な防災教育充実が喫緊の課題であるが、防災に関する基礎的・基本的知識や技能の学習をもとにして、防災意識を高めるDIGのような防災訓練を地域の実態に合わせて、実施することは、防災教育充実の大きな鍵となる。

② 緊急地震速報を活用するなど、科学技術を活用した防災対策

緊急地震速報は、震源地で発生した地震が自分たちのいる地域に到達する前に、通知される機能を持ち、地震発生時の対応をすぐにとれることなどがメリットである。しかし、メリットを生かすためには、地震発生時にどのような行動をとるのか、地震の規模や自分のいる場所、時間帯などを考慮にして瞬時に判断する必要がある。そのためには、様々な状況を想定して、繰り返し訓練をしておく必要がある。これらの訓練を効果的にすすめることによって、たとえ、緊急地震速報がない場所においても、あるいは緊急地震速報が鳴らない場合においても、自ら判断し行動する態度が身に付くものと考えられる。設置されていない学校等においても、録音された緊急地震速報のチャイム音などを利用して、同じような訓練を進めたい。

緊急地震速報を活用する場合は、緊急地震速報は地震が発生したことを知らせるものであり、どのような行動をするのかを指示したもの（例えば、避難訓練時の校内放送）ではないことを理解しておきたい。

③ 自然災害を想定した防災訓練及び避難訓練

学校は、警戒宣言発令時や地震発生時、また土砂災害や洪水などの災害の危険性が高まったとき、防災計画に基づいて、迅速かつ確に防災措置を講じなければならない。地震などによる自然災害は広域かつ大規模な被害をもたらす、児童生徒等の不安や動揺は異常に高まり、想像以上の混乱が予想される。このため、児童生徒等がいざというときに慌てないために、平常時からあらゆる状況を想定した訓練を計画的に繰り返し行い、緊急事態発生時の行動を身体で覚えるよう指導すると同時に、的確に判断するための知識や態度、意識を育てる指導が必要である。

ア 訓練項目

- ・情報の収集、確認、伝達、報告及び広報活動
- ・火気の安全管理
- ・負傷者の救出、応急救護
- ・避難地、避難所との受け入れ体制づくり
- ・避難誘導
- ・学校防災組織の編成と活動
- ・初期消火活動
- ・集団下校及び保護者への引渡し方
- ・避難生活訓練

イ 留意事項

- ・警戒宣言発令時及び地震発生時、自然災害発生時の危険が高まったときなど、多様な想定に基づく訓練を計画的に実施する。
- ・PTA・自主防災組織等との合同訓練を実施し、市町村の実施する防災訓練には積極的に参加する。
- ・防災訓練をとおして、対策上の問題点を把握し改善する。
- ・防災訓練は、学校のある地域や周辺の自然条件や社会条件、児童生徒数や学区の広さ、児童生徒等の実態や保護者の状況、他の安全指導との関連等様々な条件を考慮した上で、内容や回数については検討する。
- ・施設・設備等の点検及び整備を行う。

学校における防災訓練の場としては、次の3つが考えられる。学校においては、地域の実態、学校の実情、児童生徒等の発達段階等に応じて指導計画を作成し、指導を行う必要がある。

ア 総合防災訓練

9月1日の「防災の日」に国・県・市町村・防災関係機関、自主防災組織、学校等が一体となり、警戒宣言の発令から発災に至る一連の訓練を総合的に行うものである。実際に災害が発生した場合と同じように対応することにより、連帯意識や実施体制の確立、問題点の把握ができることから、学校においては、関係機関との連携を図り、積極的に参加する必要がある。

イ 地域防災訓練

各市町村単位で自主防災組織を中心に訓練が行われることにより、より迅速な防災行動を体得させるとともに、地域の防災体制やその機能について理解させることができることから、各学校においては、児童生徒等の意識の高揚を図り、積極的に参加させる必要がある。

ウ 学校が行う訓練（略）

㊦ 自然現象及び自然災害発生のメカニズム（地震、台風、土砂災害、洪水、液状化、竜巻などの突風）

防災教育において、自然災害・防災に関する基礎的・基本的知識や技能を学ぶことは、防災教育を進める上での出発点になる。とかく、防災訓練や避難訓練など、行動面の活動や学習に重点がおかれがちであるが、より効果的な訓練を進め、判断力や行動力を身に付けさせるには、その基礎となる自然災害や防災に関する知識や技能の習得が必須となる。これらの知識や技能を身に付ける学習を、自ら危険を、予測し回避する能力を身に付ける学習と併せて効果的に進めることで、児童生徒等の防災意識を高めていくことが大切である。

㊧ 過去の自然災害

防災教育において、ハザード、災害対応、社会背景を学ぶことに加え、過去の災害を語り継いでいくことで、命の大切さや助け合いのすばらしさなどを実感として感じられるような教育が重要である。

世界全体に占める日本の災害発生割合は、マグニチュード6以上の地震回数20.5%、活火山数7.0%、災害被害額11.9%など、世界の0.25%の国土面積に比して、非常に高くなっている（平成22年版防災白書）。このように、学校にいる時だけではなく、登下校中や自宅、外出先など、児童生徒等が災害に遭う可能性はとて高くなっている。このことは、言い換えると過去の災害の経験を学ぶ機会も多いことになる。

東日本大震災の教訓だけでなく、各地域において現在も生き続けている、過去の震災の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式等を学ぶことも有用である。

㊨ 自然災害と被害想定（人的、物的被害、ライフラインの影響等）及び防災体制

㊦の「自然現象及び自然災害発生のメカニズム」の学習に並び、各学校のある地域の自然環境や社会的環境などを考慮し、地域のハザードマップなどを活用しながら、どのような災害が想定され、被害が想定されるかを学ぶことは、実践的な行動力や高い防災意識をもたせることにつながる。学校周辺や自宅周辺だけでなく、旅行先や保護者の勤務先等、関わりのある地域にも意識をもっていくことが大切である。

㊩ 応急救護の実践的学習

学校は、学校や地域の救護体制の確立、強化を図るために、応急救護に関する知識や基礎的な技能を児童生徒等に習得させ、緊急事態の発生時に役立つ実践的な教育を推進する必要がある。

ア 小学校、幼稚園

- ・救護には教職員が当たり、小学校では児童による「救護班」を編成し、必要に応じて教師の補助ができるようにする。

イ 中学校

- ・保健体育及び特別活動等において、基本的、実践的な技能と知識を習得させる。
- ・学校の実態、地域性を考慮し、「救護班」を編成し、計画的、継続的に実習を重ねて技能の向上を図り、必要に応じて学校、家庭、地域の救護活動を補助できるようにする。

ウ 高等学校

- ・保健及び特別活動等において、基本的、実践的な技能と知識を習得させる。
- ・学校の実態、地域性を考慮し、「救護班」を編成し、計画的、継続的に実習を重ねて技能の向上を図り、必要に応じて学校、家庭、地域の救護活動に役立てる。

㊪ 防災ボランティア活動

ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられ、それはまた、よりよい社会づくりに主体的かつ積極的に参加・参画していく手段としても期待されている。このことは、学校における安全教育の目標の一つであり、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながる。

被災地でボランティア活動を直接体験できない場合、間接的なボランティア体験においても同様の効果が期待できるが、その際には、児童生徒等が活動の意義等について明確に理解できるような指導上の工夫が求

められる。

ア 小学校、幼稚園

- ・必要がある場合は教職員がボランティア活動にあたり、小学校では児童が必要に応じてその補助ができるようにする。

イ 中学校

- ・特別活動、道徳等において、ボランティア活動についての基本的な知識や、進んで他の人々や地域の安全に役立つことができる態度、能力を培う。
- ・学校の実態、地域性を考慮し、平素からボランティア活動が計画的、継続的に実践されるよう留意し、緊急時には必要に応じて学校、家庭、地域の応援活動などを補助できるようにする。

ウ 高等学校

- ・特別活動等において、ボランティア活動についての基本的な知識を習得させる。
- ・学校の実態、地域性を考慮し、平素からボランティア活動が計画的、継続的に実践されるよう留意し、緊急時には必要に応じて学校、家庭、地域の応援活動などに役立てる。

応援活動の範囲

高等学校においては、県警戒本部、市町村本部から指令または要請があった場合は、校長の判断に基づき可能な範囲で応援活動を行なう。

応援活動に必要な用具、医薬品、食料、水等については、当該防災対策担当部局と検討・協議し、実質的な準備を行なう。

① 災害時及び災害後の心のケア

災害時などにおける子どもの心のケアを適切に行うためには、平時からの取組が重要である。防災教育の実践の中で、指導者は児童生徒等の健康状態、精神状態を常に把握し、対処できるように心がけておくこと、冷静に対応することができ、混乱や不安感の増大を防ぐことができる。このように、子どもの心のケアを適切に行うためには、災害時のみならず、平時からの心の健康に関する指導を、教育活動全体を通じて、計画的に実施しておくことが重要である。

3 学校や家庭・地域における防災教育

(1) 学校における防災教育

小学校・中学校・高等学校並びに特別支援学校(小学部・中学部及び高等部)学習指導要領の総則において「学校における体育・健康に関する指導は、児童生徒等の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科(保健体育科)の時間はもとより、家庭科(技術・家庭科)、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。

また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」としている。

また、幼稚園並びに特別支援学校(幼稚部)教育要領の幼稚園教育の基本において、「幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。」とある。学校教育法23条で「幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。1. 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。」とし、領域「健康」のねらいで、「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。」としている。

このことから、学校における防災教育は、教育活動全体を通じて行うこととなる。

各教科における防災教育

防災に関する基礎的、基本的な内容の理解及び、思考力、判断力につながる資質や能力の育成を行う。

【小学校】

社会科・理科・体育科・家庭科・生活科

【中学校】

社会科・理科・保健体育科・技術・家庭科

【高等学校】

地歴科(地理A)・理科(科学と人間生活、物理基礎、化学基礎、地学基礎、地学)・家庭科(家庭基礎、家庭総合、生活デザイン)・保健体育科・情報科(社会と情報、情報の科学)・工業科(建築計画、建築法規、設備計画、衛生・防災設備、社会基礎工学、インテリア装備)

道徳教育における防災教育

生命尊重、規則の遵守など道徳的心情や態度の育成を行う。

【小学校 1 年・2 年】

主として自然や崇高なものとの関わりに関すること
主として集団や社会との関わりに関すること
主として他の人との関わりに関すること

【小学校 3 ～ 6 年】【中学校】

主として自分に関すること

特別活動における防災教育

災害時における安全確保に必要な判断力・行動力の育成を実践を通して行う。

学級活動、ホームルーム活動
・健康安全に関する指導
児童（生徒）会活動
・学校行事への協力
・ボランティア活動体験（参加）
学校行事
・健康安全・体育的行事
・遠足（旅行）・集団宿泊行事
・勤労生産・奉仕的行事

総合的な学習の時間における防災教育

各教科・領域で身に付けた知識や技能等を関連付け、自ら課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断できる実践的な力に高める。

【小学校】

地域や日本の地震災害調べ・防災カルタづくり等

【中学校・高等学校】

救出や応急手当の方法調べと実習・防災に関わる職業調べ等

幼稚園における防災教育

【健康】

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力の育成
基本的な生活習慣の育成
災害時の行動の仕方

【人間関係】

他の人々と親しみ、支え合って生活するために自立心を育て、人と関わる力の育成
友達と積極的に関わり、喜びや悲しみを共感し合う健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の育成

【環境】

身近な環境に積極的に関わる力の育成
身近な動植物へのいたわりの心

【言葉】

ことばで表現する意欲や態度を育成
人の話を注意して聞き、分かるように話す身近な環境に積極的に関わる力の育成

【表現】

豊かな感性や表現する力の育成

【園行事等】

防災訓練
消防署、防災センター等の見学
身近な動植物へのいたわりの心

(2) 家庭、地域における防災教育

学校における防災教育は、家庭や地域社会の関係機関・団体の理解や協力を得ながら、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、計画的・組織的に進めることが必要である。しかしながら、生涯にわたり災害に的確に対応できる資質や能力を育て、生きる力を育むためには、家庭や地域における実践的な教育が重要である。

そこで、学校における防災教育との密接な関連を図りながら、家庭や地域で実践的な教育の機会を設定し、家庭や地域の一員として役割をもち、地域の防災訓練に積極的に参加できる体制を整えるなどの自覚を育てながら、防災対応能力を育成する必要がある。

また、これらの取組を推進するに当たっては、防災、消防、気象など専門的な知見を有する関係行政機関や大学、研究機関等と緊密に連携を図ることが有効である。

このため、特別活動等との関連を図りながら、災害時の安全の確保等に関する実践的な理解、自立的態度等の育成及び実践的な資質や能力を具体的な生活場面を通して体得する必要がある。

学校と連携した活動の実施

- ・災害時の引き渡し訓練
- ・学校が避難所となった場合の訓練
- ・災害時の対応（ボランティア体験）訓練等

P T A や地域の関係機関・団体等で主催する各種行事

- ・地域ぐるみの防災訓練
- ・子ども会等でのキャンプ、自然体験や協働作業体験

保護者や親子等での研修の機会

- ・家庭における家族会議
- ・防災教育センター等における体験学習の実施
- ・地域の消防署や公民館等による親子防災教室等

日常の地域活動の推進

- ・防災環境の整備推進、環境整備
- ・ボランティア活動の推進
- ・連絡網の整備、広報活動の充実、地域の防災訓練等への参加

県防災危機管理課が作成した地震防災啓発リーフレット「地震から命を守るために」の活用

- ・県防災危機管理課では、家庭や屋外等において地震が起きた場合の対処法等についてまとめたリーフレット「地震から命を守るために」を9月1日の防災の日にあわせて県下全戸及び各小・中学校・高等学校の児童生徒あてに配付している。これらのリーフレットの活用も考えられる。

ホームページ 山梨県防災ポータル <http://www.pref.yamanashi.jp/bosai/index.php>

【防災トピックス】 【防災リーフレット「地震から命を守るために」を作成しました】

4 防災教育に関する指導計画の作成

基本的な考え方

学校における防災教育は、児童生徒等に自然災害や火災等による災害から自らの生命を守るために必要な事柄について理解を深めさせるとともに、安全な行動ができるような態度や能力を身に付けさせること、災害発生時や事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようになること等を主なねらいとしている。

そのため、防災教育の教育課程への位置付けを明らかにし、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などにおける教育内容の有機的関連を図りながら、児童生徒等の発達段階に応じた指導計画を作成することが望ましい。

防災教育に関する指導計画としては、防災教育を全校的な立場から組織的、計画的に推進するための全体計画と学級(ホームルーム)活動や学校行事の健康安全・体育的行事等における安全に関する行事等を計画的に進めるために必要な年間指導計画、1単位時間を基本とした主題ごとの指導計画等が考えられる。

全体計画

全体計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。

したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、学級(ホームルーム)活動及び学校行事を中心とする指導内容、指導の時期、配当時間数、各教科・道徳との関連、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成することが大切である。

内容としては、次の内容を具体化したものとする。

- (ア) 体育・保健体育科、理科、社会科等関連教科における防災に関する学習
- (イ) 学級活動・ホームルーム活動を中心とした特別活動での防災に関する指導
- (ウ) 様々な災害の発生を想定した避難訓練の実施

防災教育に係る年間指導計画

年間指導計画は、学校における安全に関する総合的な基本計画、すなわち学校安全計画のねらいを効果的に達成するため、年間を通じて指導を計画的に行うとともに、季節や学校行事及び児童生徒等の事故の発生傾向等に照らして最も効果的で有効な時期や時間に系統的・計画的な指導を行うための指導計画である。

したがって、全体計画に盛り込んだ事項を更に具体的かつ詳細に計画し、学級・学年・学校全体などの視点から各々の関連を十分に配慮して作成することが必要である。

しかし、指導に当たっては、年度途中で新しい問題の出現も予想され、計画的な指導が困難な場合もある。したがって、学級活動等の場合においても、年間指導計画に基づいて指導することを原則としながら、必要に応じて指導計画に弾力性をもたせることが必要である。

内容としては、次の内容を具体化したものとする。

- (ア) 学級活動・ホームルーム活動の年間指導計画
- (イ) 学校行事(健康安全・体育的行事等)の年間指導計画

1 DIG(災害図上訓練)による防災教育

はじめに

DIGは、平成9年、当時三重県消防防災課に勤めていた平野昌氏と防衛庁防衛研究所に勤務していた小村隆史氏(現富士常葉大学環境防災学部准教授)三重県在住の防災ボランティアとの出会いの中から生まれた、一般市民が独力でも企画・運営できる簡易型の災害図上訓練のノウハウである。それから10年余、DIGも進化し、地域防災力の向上を図る上で、より実践的、より効果的な手法となった。今では、危機管理担当者向け訓練として、また防災面での国際協力の現場でも使われるようになってきている。

本県では、平成23年度から平成24年度にかけて、教職員を対象とした「防災研修会」及び「防災教室」において、DIGの進め方の講義及び演習を行った。災害や防災に関する基礎的・基本的知識や技能の習得を踏まえて、DIGを行うことで、児童生徒等の防災意識が高められ、防災対応力も向上するものと考えられる。児童生徒等の発達段階に応じたDIGを各学校で、家庭や地域をまきこんで実践することが求められている。

(1) DIGとは?

Disaster(災害) Imagination(想像) Game(ゲーム)の頭文字を取って名付けられた。大きな地図を囲みながら、参加者全員で災害時の対応策などを考える訓練である。

英語"dig"には、「掘り起こす、探究する、理解する」といった意味もある。このことから、「防災意識を掘り起こそう」「地域を探求しよう」「災害を理解しよう」といったねらいが込められている。

DIGの特徴

参加型の防災ワークショップ ~地域を見る眼、災害を考える視点が変わる~

DIGでは児童生徒、教職員等の参加者は大きな地図を囲み、全員が書き込みを加えながら、議論をする。その過程で、被害の状況を想定することができ、その地域の災害に対する強さや弱さも明らかになってくる。また、家庭や地域と連携して行うことで地域防災力の在り方も見えてくる。さらに、災害に強いコミュニティ作りの方向性も明らかになってくる。

(2) DIGのねらい(3つの「知る」)

災害を知る

…防災を考える上でまず必要なのが、自分の地域で起こり得る災害の状況を認識することである。「どこで、どの規模で、どういう被害の発生が予想されるのか?」自分で地図に書き込んでいくうちに、災害をより具体的にイメージできるようになる。

地域を知る

…地図にはさまざまな情報がある。「地域の構造はどうなっているのか」「危険な場所や注意しなければならない施設は?」などの情報を地図へ具体的に書き込んでいくにつれ、自然と地域を見直し、自分の住む地域がどのような地域なのかを理解できるようになる。そして、自分の地域の災害に対する強さや弱さがより身近なものとして感じるができる。DIGは「わがまち再発見」ともいわれる。

人を知る

…DIGでは「いざという時に頼りになる人はどこにいるのか?」「近所に手助けが必要な人はいないか?」などの情報を地図に書き込んでいく。この人的な要素の書き込み作業は、まちの「財産目録」を作ることになる。また、参加者で災害救援について語り合っているうちに連帯感が生まれ、信頼関係が育まれる。

(3) DIGの基本的な流れ

当日までの準備

テーマの決定 学習する会場の決定 地図、小道具類の手配
配布資料等の作成 当日の流れや児童生徒、教職員等の役割分担の確認

DIG当日

会場設営 DIG 後片付け・反省会(校内研究会等で成果と課題を明らかにする。)

(4) D I G 「初級編」「中級編」「応用編」について

本事例では、D I Gを三段階に分けて説明してある。最初は取組やすい基本的なマップ作りから始め、徐々に自分たちの地域にあった課題を見付けて、より具体的な災害対応へと学習を進めていく。

D I Gの学習をする児童生徒等の発達段階や防災に関する知識や技能の習得状況、教職員等のD I Gの経験や習熟状況、学校のある地域の防災上の特性など、様々な要素を考慮に入れて、D I Gの内容を検討することが大事である。

「初級編」(主な学習対象者：小学校3～6学年児童、中学校・高等学校生徒、教職員等)

… 基本的なマップ作り：自分たちの住むまちの防災力を理解する。

元々の自然条件、都市の構造、お役立ち人物マップ、お役立ちグッズ、災害弱者マップなど、防災・災害救援におけるプラスの要素とマイナスの要素の双方を考えながら、地域の防災資源(人の面と物の面があります)を地図に書き込む。このことで、まちの災害に対する強さ、弱さを把握する。

「中級編」(主な学習対象者：小学校高学年児童、中学校・高等学校生徒、教職員等)

… 想定される被害を理解する

被害想定調査のデータなどを地図上に「手書きで」書き込むことで、自分たちのまちに襲い掛かる災害の力を認識する。地域の防災力(対応力)と比べて外力のほうが大きければ、そこには被害が生ずる。

「応用編」(主な学習対象者：小学校高学年児童、中学校・高等学校生徒、教職員等)

… 対応策を考える

想定される被害を前提に、対応策を考え、その実行可能性を検証する。通常、発災後の対応では安全を確保することは難しい。だからこそ、普段からの備えが必要なのであり、そのことを再確認する。



D I Gを活用した実践事例は、【2章 防災教育指導事例・実践例】を参照のこと

2 緊急地震速報受信システムを活用した防災教育

*システムが設置されていない場合であっても、システムを活用した訓練の成果をよく理解し、その上で、様々な工夫をして、適切な危険回避行動を身に付ける訓練を繰り返し行うことが大切である。

緊急地震速報の利活用についての手順は、(1)「知る」 (2)「備える」 (3)「訓練する」

(1) 「知る」

緊急地震速報とは

緊急地震速報は、気象庁や（独）防災科学技術研究所が全国に展開している地震計で、地震が起きた場合にすばやく検知し（P波：初期微動）地震の発生位置や規模の推定及び伝送を瞬時に行うことにより、地震の強い揺れ（S波：主要動）が到達するよりも早く、これから大きな揺れが来るということを知らせるものである。

緊急地震速報から、強い揺れが到達するまでの時間は長くても数十秒と短いものであるが、この間に何らかの対策を講ずることができれば、地震被害の大幅な防止・軽減が可能となる。学校で倒れてきそうな棚や落ちてきそうな照明器具などから離れたり、丈夫な机の下に避難することにより身を守ったりすることができる。

しかし、緊急地震速報は、地震の発生した場所の近くでは、それほど猶予はなく、場所によっては、地震の揺れのほうが早くなることもあり万全ではない。また、震源、マグニチュード、震度等の推定の精度が十分でない場合があることからごくまれにノイズ（雷や事故など）により誤報を発信するおそれがあるなど、技術的限界があることを理解することも大切である。このことを踏まえた上で、緊急地震速報を活用していくことが重要である。

緊急地震速報を受け取った時の危険回避行動について話し合い、どう行動するかイメージを共有しておく必要がある。緊急地震速報を有効に利活用するには、まず、教職員をはじめすべての児童生徒等がこの情報の性質を正しく理解する必要がある。その上で、システムの自動制御が働いた場合、あるいは情報を受け取った場合にどう行動すべきか、「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。」ことを基本として、それぞれが場面や場所に応じたイメージを持ち、とっさに危険回避行動等を適切にとれるよう訓練を重ねることが重要である。

(2) 「備える」

マニュアルの作成

緊急地震速報の導入に当たっては、その利活用の方法等を明確にするため、以下の項目について職員間で検討し、マニュアルを作成することが望ましい。

緊急地震速報利用マニュアル項目例(システム等導入している場合)

- 目的：緊急地震速報を導入する目的等を記述
- システム概要：緊急地震速報の受信等を行うシステムについて記述
- 速報基準及び速報内容：発報基準、速報内容等を記述
- 対応：職員等の対応について、自らとるべき行動と児童生徒等に対してとる行動について記述
- 訓練：訓練方法等について記述
- 周知：周知の方法等について記述
- その他：留意事項等を記述
- 身の安全確保のための行動（あらかじめ想定したもの）をとる。

緊急地震速報利用マニュアル項目例(システム等を導入していない場合)

- 目的：マニュアルの目的等を記述
- 受信媒体：テレビ、ラジオ、携帯電話など、受信する可能性のある媒体を記述
- 対応：職員等の対応について、自らとるべき行動と児童生徒等に対してとる行動について記述
- 訓練：訓練方法等について記述
- 周知：周知の方法等について記述
- その他：留意事項等を記述
- 身の安全確保のための行動（あらかじめ想定したもの）をとる。

事前準備（ポイント）

- ・ 職員等があわてないように事前にマニュアル等を整備し、十分周知する。
- ・ 職員等の対応の習熟のため、定期的に訓練を実施する。
- ・ 事前に放送等の有無を十分周知しておく。
- ・ 地震発生時に注意を要する必要性が高い場所については、事前に注意喚起及び明示する。
地震の時の基本行動「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所へ避難する」

【教室・特別教室内】

- ・ 最寄りの机の下に潜り、揺れに備える姿勢をとる。ヘルメットや防災頭巾をかぶるなど頭部に注意する。
- ・ 近くに机がない場合、非構造部材など落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、頭部を保護し揺れに備える。
- ・ 窓ガラス付近では、割れたガラスの飛散に備える。
- ・ 給食時には配膳は中断し、トレイ等を安全な場所（例えば床）に置く。
- ・ 火気等の危険物を処理する。
- ・ 指示に従い避難する。

【廊下・トイレ】

- ・ 時間に余裕があると判断される時は、近くの教室に入る。（教室と同様）
- ・ 入った学級担任の指示に従い避難する。
- ・ ゆとりがない時は、非構造部材など落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、頭部を保護し揺れに備える。
- ・ 窓ガラス付近では、割れたガラスの飛散に備える。
- ・ 学級以外の場所にいる児童生徒等は、近くの出口から避難する。

【階段】

- ・ 踊り場等に避難し、身をかがめ頭部を保護する。
- ・ 下階の教室に避難し、入った学級担任の指示に従う。

【体育館】

- ・ 中央に集まり、非構造部材など、落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、頭部を保護し揺れに備える。
- ・ 窓ガラス付近では、割れたガラスの飛散に備える。

【校庭】

- ・ できるだけ中央に行き、ひざまずき、頭部を保護し揺れに備える。

対応行動指針の作成

緊急地震速報受信時の適切な対応行動を図るためには、周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保することが大切である。また、緊急時には適切な判断を下すことが困難になることも想定されることから、対応行動指針は、起こり得るあらゆる状況について具体的な対応行動を示すことが大切である。これらに注意し対応行動指針を作成し整理する。

参考資料『緊急地震速報の利活用の手引（施設管理者用）』気象庁 平成19年8月3日

*** 緊急地震速報受信時の対応行動メモ**

| 緊急地震速報受信時の対応行動メモ (記載例: 教室) | | |
|----------------------------|---|------------|
| 受信場所 | 教室 | |
| 周囲状況 | 施設 | 安全・やや危険・危険 |
| | 人 | (36)人 |
| 受信後、地震による揺れ発生までの猶予時間 | | 5 秒 |
| 対応行動 | 【受信者自身のとる避難行動】 本棚のない、安全な場所(机の下または広いスペース)に移動し、頭を守る姿勢をとり、その場にしゃがむ。 | |

概略図

本棚

スペース

ロッカー

、実際に施設内(下の場合「教室」)を歩き、上記の着目点から、各箇所での安全度を総合的に判断する。緊急地震速報を受信してから、地震による揺れが到達するまでの猶予時間の設定を行う。身を守るための行動をとることが可能かつ短めの時間的目安として最初は5秒程度で設定する。

記入欄で「やや危険」または「危険」と判断された場合は、設定した猶予時間内(記入欄)に、これらの危険を回避する行動をとる必要がある。周囲に安全な場所があるならば、そこまで移動して身の安全を確保し、それが不可能であれば、ひざまずき揺れに備える姿勢をとるなどの対応行動をとる。

概略図を見ただけですぐに対応行動を開始できるよう分かりやすくする。

- 【調査時の着目点】
- ・ 地震発生時に照明や掲示物などが落下する恐れがあるか？
 - ・ 窓ガラス等、破片が飛び散る恐れがあるか？
 - ・ 本棚など大きな物品が倒れる恐れがあるか？
 - ・ 机の下など、安全を確保できるスペースがあるか？
- など

対応行動シミュレーション

対応行動指針に基づき、「緊急地震速報」受信から「対応行動」完了まで実際に行動し、対応行動指針の妥当性を試してみる。

(1) 準備するもの

模擬訓練を実施するまでに以下の訓練キットを準備する。

- ・ 箇所ごとの「緊急地震速報受信時の対応行動メモ」
- ・ 緊急地震速報デモテープ(音声・映像)
- ・ ストップウォッチ
- ・ 笛 など

(2) シミュレーションの方法

実際に対応行動を行ってみる。ここで猶予時間は、緊急地震速報後から計測することとし、対応行動は「緊急地震速報・・・」というメッセージを聞いてから開始するものとする。

対応行動メモに従い、教師、児童生徒等は日常の授業の位置に移動する。

緊急地震速報を流すと同時にストップウォッチを押す。

教師と児童生徒等は、「緊急地震速報・・・」というメッセージを聞いてから、対応行動指針に従った対応行動をとる。

猶予時間経過後、笛等を用いて終了の合図を出す。

対応行動メモに、終了合図時の先生と児童生徒等の居場所を記入する。

対応行動シミュレーションで、作成した対応行動メモどおりの行動が完了した場合、ほかに問題等が無ければメモは完成とし、各場所のメモを集めたものが対応行動指針となる。対応行動メモどおりの行動ができなかった場合は、再度、具体的な行動について検討する。

緊急地震速報を取り入れた訓練では、訓練の最初(従来の訓練で言えばその開始10秒程度前)に緊急地震速報を知らせる放送が入り、地震による揺れが発生する前に対応行動を行う。地震による揺れが発生した時点では対応行動を取っている最中となる。揺れが収まった後の避難行動は従来の訓練と同様に行う。

(3) 「訓練する」

【訓練の流れ】

校内放送でチャイム音を流す 自ら退避行動（机の下にもぐる等） 状況確認・避難指示（教員） 避難行動ポイント・・・

避難訓練前の事前指導を実施すると効果的。

退避行動以降は、これまで学校で実施してきた避難訓練と同じ。（ 職員の動きを見直すことも重要）

ねらい

- ・地震による強い揺れを事前に知らせる緊急地震速報を受信した想定を避難訓練に盛り込むことにより、児童生徒等自らが適切な対応行動を取り、その場に応じた避難ができるよう訓練内容の充実を図る。
- ・また、緊急地震速報を学習するための事前指導を行うことにより、児童生徒等の防災意識を高める。

訓練の想定

緊急地震速報が発令され、大規模地震が発生し、県内全域に震度5強以上の揺れが発生した。地震の影響で、建物に被害が予想され、校舎外に避難の必要がある。対応行動メモでは地震の揺れ発生までの猶予時間を5秒と設定しているが、最初の訓練では、児童生徒等が混乱無く動いていくために10秒と設定する。これは、各学校の実態によって時間を設定して訓練を行うことも考えられる。

緊急地震速報の音源

緊急地震速報受信システム訓練モードもしくは、緊急地震速報利用者協議会から提供されたもの

（費用500円＋振り込み手数料）

避難経路・避難場所

通常の避難経路にて、避難場所の校庭へ

訓練内容 ㊸（主に小学校） ㊹（小中学校共通） ㊺（主に中学校・高等学校）

- ① 帰りの短学活時に実施。あらかじめ児童生徒等へも防災訓練を行うことを知らせた上で、事前に確認した行動を確実に行う訓練。
- ② 清掃時に実施。管理職以外の教職員や児童生徒等には知らさずに実施。それぞれの場所でどう行動したらよいか、事前に確認したことの検証を行う訓練。
- ③ 放課後に実施。部活動中の生徒、すでに下校した生徒がおり、安否確認が困難を要する状況に対する訓練。

発展

緊急地震速報受信システムの1ヶ月間の受信状況を集計し、その結果によって受信値を設定し訓練を行う。予期しない時にも地震速報が流れるため実践的防災訓練になる。



緊急地震速報受信システムを活用した指導事例は、【2章 防災教育指導事例・実践例】を参照のこと

1 幼稚園

(1) 幼稚園における防災教育の在り方

幼稚園教育要領では、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練などを行うようにすることとされている。特に、地震などを想定した避難訓練は年間を見通した計画の中に位置付け、災害時には教職員の指示に従い、落ち着いた行動をとれるようにすることが重要である。

幼稚園の段階では、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などを「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域から指導することが示されている。幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で、各領域が相互に関連をもちながら次第にねらいの達成に向かうものである。そのための指導内容は、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に行うものである。このことを踏まえ、各領域において、防災教育の視点から計画的に指導に当たること、危険な場所や事物などがわかり、災害などの緊急時にも、教職員や保護者の指示を受けて、落ち着いて素早く行動できるようになる。

このことから、幼児には在園中の災害に対して、日常保育の中で基本的な対処の方法を理解させ、安全に身を処する態度と能力を育てることが求められる。そのために、教師は防災に対する高い知識をもち、幼児の安全確保のために適切な判断力と、指導力を高めることが重要である。また、保護者に対して、防災意識の高揚と、園との共通認識を図ることが必要である。具体的には、幼児の安全を守る対策について、東日本大震災を教訓にして、発生の可能性が指摘されている南関東地域直下の地震及び東海地震など大規模地震を中心とした災害から、幼児の生命の安全を確保するために、教職員が一丸となって協力できるように学習（訓練や研修）を重ね、落ち着いて適切な措置、行動がとれるようにしておくことが大切である。日常の遊び（保育）の中で、安全に行動しようとする意識を身に付けることができるように指導し、注意力や集中力を養い、さらに、危険から身を守るための敏捷性、柔軟性、平衡感覚などの調整力を養うことが重要である。

そのために防災教育で指導したいこととして、以下のことが考えられる。

【パニックにならないために】

- ・災害時に何が起こるのか、どうすればいいのかわかりやすく子どもなりに理解する。
- ・大きな音が鳴ったり揺れたりしても、「教職員に従えば大丈夫」という安心感をもつ。

【自分の命を守るために】

- ・災害による危険を知り、それを回避しなければいけないことを理解する。
- ・「危ない場所、危ない物だから近づかない」と判断できる力を身に付ける。

【災害時の集団行動のために】

- ・泣いたり騒いだりしてはいけないことを理解する。
- ・教職員の呼びかけや誘導（指示）の意味を理解し、行動できる力を身に付ける。

指導の留意点として

教師や友達との密接な人間関係の中で、幼児の情緒の安定を図り、幼児の特性に応じて個別指導を重視して、集団指導との調和を図る。

運動神経をコントロールする調整力を育てるための楽しい運動遊びを工夫し、計画、実践していく。避難訓練は、各年次、机の下にもぐる・防災頭巾をかぶる・身を守るポーズをとる等、様々な状況に対応できるように日常の訓練も計画し実践する。

教師の指示は、そのときの訓練内容、状況によって異なるが、幼児を落ち着かせることを主に考えて、対処の仕方を順序よく話していく。

保護者への引渡しは、一人一人チェックし確実に進行。保護者不在の幼児については氏名、人数を確実に把握し、引き続き保護する。

警戒宣言が発令された場合（何時間後、何日後発生）は、幼児を保護者に引渡し、以後休園とする。各園の立地条件（幼児数、規模、環境など）に応じた年間避難訓練計画をたて実践する。

備考（事前におさえておくこと）

ヘルメット、非常持ち出し品（救急用品・学級名簿・緊急連絡簿・引渡しカード・タオル・ティッシュペーパー・携帯電話・軍手・筆記用具・クラス旗、笛など）をまとめて防災袋に入れておく。防災袋はすぐに持ち出せるようにしておき、ときどき中身の点検を行う。

職員の役割の分担をしておく。

保育室以外の幼児への対応の仕方をきちんと決めておく。

・第一次避難場所　・防災頭巾の与え方　・人数確認の仕方など

防災頭巾は学級の人数分を1か所に集めておき、必要に応じ、幼児が混乱しないように場所を考えて、素早く配れるようにしておく。

集合と同時に素早く人数を確認する習慣を身に付けておく。

避難方法として、一斉の活動の場と自由な活動の場との避難方法、火災・地震・風水害のときの避難方法などを事前に指導しておく。（防災マップによる避難経路の確認）

頭巾の正しいかぶり方、緊急放送や集まったときの話の聞き方などを繰り返し指導しておく。

1 幼稚園

(2) 防災教育及び避難訓練計画案

| ねらい | 期 | 想定 | 指導内容 | 実施内容 | 備考 |
|----------------|-----|--------------------|--|---|--|
| 災害時の基本行動を身に付ける | 一学期 | 地震 | 基本的な訓練の指導 災害についての話を聞き、身を守る事の大切さを知る。 非常ベルや保育者の声等の合図で避難しなければならないことを知る。 | 紙芝居・絵本などで災害について知る。 各保育室で頭巾をかぶる練習をする。 身を守るポーズを練習する。 | 安全点検 |
| | | 地震 (連絡訓練) | 放送を聞き、落ち着いて行動する。 教師の指示に従って、すばやく避難する。(「おかしも」を徹底する。) お…おさない か…かけない し…しゃべらない も…もどらない | 放送あるいは、教師の指示で頭巾をかぶる。 机の下にもぐる。 次の指示で上履きのまま外に出てクラス別に集合、しゃがんで待つ。 | 非常持ち出し袋、 出入口開け 避難経路確認 人員確認・報告(組名、在籍数、欠席数、現在数、異常の有無) 保護者への連絡方法の確認 |
| 初期行動を身に付ける | 二学期 | 地震 (引渡し訓練) | 地域と連携した避難訓練 警戒宣言発令、一時避難と保護者への引渡し。 教師の指示に従って避難し、引取りが来るまで落ち着いて待つ。 | 一斉放送、指示に従って全員が避難。 園庭に待機し、引渡しのチェックを受けた順に降園。 | 地域と連携 安全点検 保護者、引渡しカードの確認 備蓄品確認 |
| | | 風水害 (第一次避難所へ避難) | 風水害の怖さを知り、災害時の行動のしかたを確認する。 放送を聞き、教師の指示に従って素早く避難する。 | 紙芝居・話し合いなどをおして風水害について知る。 整列、点呼。地域の避難所への移動。 | ハザードマップ確認 人員確認・報告 地域の避難所への誘導。 |
| | | 火災 | 火災の怖さを知り、災害時の行動のしかたを確認する。 放送を聞き、教師の指示に従って素早く避難する。 (火災訓練は地震訓練に準ずる。) | 紙芝居・話し合いなどをおして火災について知る。 整列、点呼。指示があるまで落ち着いて待つ。 | 人員確認・報告 窓閉め |
| | | 地震 | 放送や教師の指示に従ってすばやく行動し、避難する。 避難訓練の大切さを再認識させる。 | 放送を聞き、頭巾をかぶり机の下にもぐる。 指示に従って園庭に集合する。 | 指示内容の徹底 |
| 総合的に安全行動を身に付ける | 三学期 | 火災 | 総合訓練の指導 保育室のストーブの扱いについて約束する。 | 繰り返し訓練を行い身に付ける。 | 人員確認・報告 窓閉め |
| | | 総合訓練 | 今までの訓練を総合して、避難の要領を反復練習する。 | いろいろな状況に合わせ、臨機応変に避難ができるようにする。 各クラスごとに整列、点呼 | 幼児の動きをみて指示 人員点呼 残留児確認 人員確認・報告 |

「留意事項」

1. 幼稚園での役割分担を明確にし、園内の連携を十分行うとともに、その責務を適切に遂行するよう心がける。
2. 避難に対しての指示は、指示系統を明確にし、簡潔にすること。
3. 教師は、緊急時には、常に落ち着き冷静に行動するように心がけるとともに、地域や保護者の協力を得て、どう対処したらよいかを話し合っておく。
4. 幼児の健康状態、精神状態を常に把握し、対処できるように心がけておく。
5. いろいろな場面を想定し、安全に避難できる態度や能力を身に付けられるように、実践的な訓練を繰り返す。

1 幼稚園

(3) 避難の要領

| | 室 内 | 戸 外 |
|----------|---|---|
| 一斉保育 | <p>【保育室】</p> <p>防災頭巾をかぶり、机の下にもぐる。 安全な場所（庭の中央等）に避難する。 避難場所にクラス別に並び、しゃがむ。 緊急連絡網を使って、幼児引渡しを行い、カードで確認しながら引渡す。</p> <p>【遊戯室】</p> <p>教師の指示を聞き、落下物に注意する。 窓ガラス、壁、建具から離れる。 戸外の安全な場所に移動避難する。</p> | <p>危険物、遊具類を避け、教師のそばに集まる。 園庭の安全な場所に集まってしゃがむ。 教師の指示を待つ。 避難場所にクラス別に並び、 緊急連絡網を使って、幼児引渡しを行いカードにて確認しながら引渡す。</p> |
| 自由あそび | <p>遊びを中断し近くの教師のそばに行き、指示を待つ。 頭部に手を当ててしゃがむ。 窓ガラス、壁、建具から離れる。 教師は窓を開け、幼児を戸外の安全な場所に避難させる。 避難場所にクラス別に並び、しゃがむ。幼児の人数を確認する。</p> | <p>近くの教師のそばに行き、指示を待つ。 幼児の人数確認をし、地面の亀裂・陥没・隆起に注意する。 危険物、遊具から離れ、教師の指示に従い園庭の安全な場所に集まってしゃがむ。 その他は、一斉保育と同じ。</p> |
| 登園・降園のとき | <p>【バス通園】</p> <p>同乗の教師と運転手の指示に従って、避難行動をする。 教師が最寄りの避難場所に避難誘導するとともに、幼児の状況、所在地等を速やかに園長に報告する。 保護者へ連絡をする。</p> | <p>【徒歩通園】</p> <p>保護者とそのまゝ帰宅する。</p> <p>すでに登園した幼児、また降園できない幼児について園で一時保護する。</p> |



幼稚園に係る具体的な指導事例は、【2章 防災教育指導事例・実践例】を参照のこと

2 小学校

(1) 小学校における防災教育の在り方

小学校段階では、発達の段階に応じて安全な行動をとることができる力を身に付けることが必要である。低学年では、教職員や保護者など近くの大人の指示に従うといった適切な行動ができるようにすること。中学年では、災害の時に起こる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができるようにすること。高学年では、日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく、他の人々の安全にも気配りができるようにすること。そして学校の教育活動全体で取り組み、充実させるとともに、正しい備えと習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができるようにすることが求められている。

学習のどんな場面でどんな力を育てようとするのか見通しをもち、その学習が災害時に必要とされる資質や能力にどのように結びつくのかという視点をもつことで、防災教育の効果をより高めることにつながるはずである。以下、学習指導要領の内容に基づいた指導事例である。

(2) 各教科・領域における防災教育指導内容

| 小学校 社会科 【3年・4年】 | |
|------------------------|--|
| 1 学習指導要領の目標 | <p>(1) 地域の産業や消費生活の様子、人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解できるようにし、地域社会の一員としての自覚をもつようにする。</p> <p>(2) 地域の地理的環境、人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについて理解できるようにし、地域社会に対する誇りと愛情を育てるようにする。</p> <p>(3) 地域における社会的事象を観察、調査するとともに、地図や各種の具体的資料を効果的に活用し、地域社会の社会的事象の特色や相互の関連などについて考える力、調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。</p> |
| 2 学習指導要領の内容 | <p>(1) 自分たちの住んでいる身近な地域や市(区、町、村)について、次のことを観察、調査したり白地図にまとめたりして調べ、地域の様子は場所によって違いがあることを考えるようにする。</p> <p>ア 身近な地域や市(区、町、村)の特色ある地形、土地利用の様子、主な公共施設などの場所と働き、交通の様子、古くから残る建造物など</p> <p>(4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。</p> <p>ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。</p> <p>イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。</p> <p>(5) 地域の人々の生活について、次のことを見学、調査したり年表にまとめたりして調べ、人々の生活の変化や人々の願い、地域の人々の生活の向上に尽くした先人の働きや苦心を考えるようにする。</p> <p>ウ 地域の発展に尽くした先人の具体的事例</p> <p>(6) 県(都、道、府)の様子について、次のことを資料に活用したり白地図にまとめたりして調べ、県(都、道、府)の特色を考えるようにする。</p> <p>イ 県(都、道、府)全体の地形や主な産業の概要、交通網の様子や主な都市の位置</p> |
| 3 防災教育上の意図 | <p>避難場所や防災施設について理解できるようにする。</p> <p>関係機関は地域の人々と協力して、災害の防止に努めていることが理解できるようにする。</p> <p>関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていることが理解できるようにする。</p> |
| 4 学習指導例 | <p>土地の低い所や高い所を調べる。</p> <p>公共施設の名称と位置、及び働きを調べる。</p> <p>以上の事柄を、白地図に書き表す。</p> <p>火災、風水害、地震などの災害を取り上げる。</p> <p>火災を取り上げた場合には、消防署を中心に、警察署、市役所や町役場、病院、放送局、学校、電気・ガス・水を供給している機関などが普段から施設・設備の整備や点検、訓練、広報活動に取り組み、火災の予防や発生時に対する備えをしていることや、地域の人々が消防署への火災通報、避難訓練の実施、地域の消防団による防火を呼びかける活動などの火災予防に協力していることを取り上げる。</p> <p>風水害を取り上げた場合には、国や県(都、道、府)の働きや近隣の市(区、町、村)の協力により、がけ崩れの防止や河川の改修、水防倉庫の設置、避難場所の確保など、風水害を未然に防ぐ努力をしていることや、避難訓練の実施、地域の水防団による危険箇所の見回りや点検など、地域の住民が風水害防止に協力していることを取り上げる。</p> <p>地震を取り上げた場合には、国と県と市の協力による地震情報の提供、緊急避難場所の指定や備蓄倉庫の設置、地震の発生を想定した緊急時の連絡体制などの整備、及び救助計画、避難訓練などへの地域の人々の協力と参加を取り上げる。</p> |

2 小学校

小学校 社会科 【5年】

1 学習指導要領の目標

- (1) 我が国の国土の様子、国土の環境と国民生活との関連について理解できるようにし、環境の保全や自然災害の防止の重要性について関心を深め、国土に対する愛情を育てるようにする。
- (3) 社会的事象を具体的に調査するとともに、地図や地球儀、統計などの各種の基礎的資料を効果的に活用し、社会的事象の意味について考える力、調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。

2 学習指導要領の内容

- (1) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。
- ア 世界の主な大陸と海洋、主な国の名称と位置、我が国の位置と領土
- エ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止
- (4) 我が国の情報産業や情報化した社会の様子について、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。
- イ 情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり

3 防災教育上の意図

自然災害の防止の重要性について理解できるようにする。
防災にかかわって、情報ネットワークの有効な活用が大切であることを考える。

4 学習指導例

自然災害の防止と国民生活とのかかわりを取り上げ、我が国の国土では地震や津波、風水害、土砂災害、雪害などの様々な自然災害が起きやすいこと、その被害を防止するために国や県（都、道、府）などが様々な対策や事業を進めていることなどを調べる。

地震や津波、火山活動、台風や長雨による水害や土砂崩れ、雪害などの被害の様子、国や県などが進めてきた砂防ダムや堤防などの整備、ハザードマップの作成などの対策や事業を取り上げる。

地震や土砂災害、犯罪の発生を即時に知らせる取り組みの事例を取り上げる。また、学校、保育所や福祉センター、病院、地域の人々が参加している防災関係の取り組みを取り上げる。

小学校 社会科 【6年】

1 学習指導要領の目標

- (2) 日常生活における政治の働きと我が国の政治の考え方及び我が国と関係の深い国の生活や国際社会における我が国の役割を理解できるようにし、平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であることを自覚できるようにする。

2 学習指導要領の内容

- (2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。
- ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

3 防災教育上の意図

市や県の災害復旧への取り組みを取り上げ、市役所や県庁は、緊急事態に対して、計画的、組織的に救援活動を行ったり、災害復旧工事を進めたりしていることを理解できるようにする。

国でも、地方公共団体の救援活動を援助したり、国の立場として災害復旧の施策を進めたりしていることを理解できるようにする。

4 学習指導例

災害復旧の取り組みとしては、風水害、地震や津波、土砂災害、噴火などの災害に対する国や地方公共団体の救援活動や災害復旧の工事などを取り上げる。

2 小学校

| 小学校 理科 【5年】 | |
|--------------------|--|
| 1 学習指導要領の目標 | (2) 植物の発芽から結実までの過程、動物の発生や成長、流水の様子、天気の変化を条件、時間、水量、自然災害などに目を向けながら調べ、見いだした問題を計画的に追究する活動を通して、生命を尊重する態度を育てるとともに、生命の連続性、流水の働き、気象現象の規則性についての見方や考え方を養う。 |
| 2 学習指導要領の内容 | <p>B(3) 流水の働き</p> <p>地面を流れる水や川の様子を観察し、流れる水の速さや量による働きの違いを調べ、流れる水の働きと土地の変化の関係についての考えをもつことができるようにする。</p> <p>ウ 雨の降り方によって、流れる水の速さや水の量が変わり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。</p> <p>(4) 天気の変化</p> <p>イ 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。</p> |
| 3 防災教育上の意図 | <p>長雨や集中豪雨、台風などが原因で、自然災害が発生することを理解させたい。</p> <p>気象庁などが発信するテレビや新聞、インターネットなどから得られる気象情報を活用し、天気を予想させ自然災害に備える準備をさせたい。</p> |
| 4 学習指導例 | <p>自分の住んでいる地域において、過去に起こった河川の氾濫などの自然災害について、原因を調べる。</p> <p>新聞やインターネットなどの天気情報をもとに、天気を予想する。</p> |

| 小学校 理科 【6年】 | |
|--------------------|--|
| 1 学習指導要領の目標 | (2) 生物の体のつくりと働き、生物と環境、土地のつくりと変化の様子、月と太陽の関係を推論しながら調べ、見いだした問題を計画的に追究する活動を通して、生命を尊重する態度を育てるとともに、生物の体の働き、生物と環境とのかかわり、土地のつくりと変化のきまり、月の位置や特徴についての見方や考え方を養う。 |
| 2 学習指導要領の内容 | <p>B(1) 人の体のつくりと働き</p> <p>人や他の動物を観察したり資料を活用したりして、呼吸、消化、排出及び循環の働きを調べ、人や他の動物の体のつくりと働きについての考えをもつことができるようにする。</p> <p>ア 体内に酸素が取り入れられ、体外に二酸化炭素などが出されていること。</p> <p>イ 食べ物は、口、胃、腸などを通る間に消化、吸収され、吸収されなかった物は排出されること。</p> <p>ウ 血液は、心臓の働きで体内を巡り、養分、酸素及び二酸化炭素などを運んでいること。</p> <p>エ 体内には、生命活動を維持するための様々な臓器があること。</p> <p>(3) 生物と環境</p> <p>動物や植物の生活を観察したり、資料を活用したりして調べ、生物と環境とのかかわりについての考えをもつことができるようにする。</p> <p>ア 生物は、水及び空気を通して周囲の環境とのかかわって生きていること。</p> <p>(4) 土地のつくりと変化</p> <p>土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりや土地のでき方を調べ、土地のつくりと変化についての考えをもつことができるようにする。</p> <p>ア 土地は、礫(れき)、砂、泥、火山灰及び岩石からできており、層をつくって広がっているものがあること。</p> <p>イ 地層は、流れる水の働きや火山の噴火によってでき、化石が含まれているものがあること。</p> <p>ウ 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。</p> |
| 3 防災教育上の意図 | <p>人が生命を維持するために、呼吸、消化、排出、循環などの働きがあるといった見方や考え方を養い、災害時にどのような用意や対策が必要か考えさせたい。</p> <p>人が生命を維持していくうえで、食べたり、飲んだり、運動したり、休息や睡眠を取ったりする必要があることをとらえさせ、避難生活において必要なものを考えさせたい。</p> <p>大地を構成している物に対して、興味を持たせ、大地のできかたや変化についての見方や考え方を養う。</p> <p>日本列島では大地が形成される上で、地震との大きなかかわりがあることをとらえさせ、地震発生のメカニズムや二次災害の発生に対する理解の基礎としたい。</p> |
| 4 学習指導例 | <p>人が生命を維持していくうえで、空気、水、食物など、どのような条件が必要になるかを調べる。</p> <p>人の活動を1日の時刻に合わせて調べ、飲食や睡眠など共通性についてまとめる。</p> <p>避難所では飲料水の不足が懸念される。飲み水としての利用はもちろん、手洗いなどの感染症予防や歯磨きなどについても、保健指導と併せて何が大切かを調べ、水の利用の優先順位を考える。</p> <p>大地は、火山や流れる水の働きによって作られたことを知る。</p> <p>東日本大震災や阪神・淡路大震災の際に起こった土地の変化から、地震の持つエネルギーの大きさに触れる。</p> |

2 小学校

| 小学校 生活科 【1年】【2年】 | |
|-------------------------|---|
| 1 学習指導要領の目標 | <p>(1) 自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などのかかわりに関心をもち、地域のよさに気付き、愛着をもつことができるようにするとともに、集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切な行動ができるようにする。</p> <p>(3) 身近な人々、社会及び自然とのかかわりを深めることを通して、自分のよさや可能性に気付き、意欲と自信をもって生活することができるようにする。</p> |
| 2 学習指導要領の内容 | <p>(1) 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心をもち、安全な登下校ができるようにする。</p> <p>(2) 家庭生活を支えている家族のことや自分でできることなどについて考え、自分の役割を積極的に果たすとともに、規則正しく健康に気を付けて生活することができるようにする。</p> <p>(3) 自分たちの生活は地域で生活したり働いたりしている人々や様々な場所とかかわっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、人々と適切に接することや安全に生活することができるようにする。</p> <p>(4) 公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれを支えている人々がいることが分かり、それらを大切に、安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。</p> <p>(8) 自分たちの生活や地域の出来事を身近な人々と伝え合う活動を行い、身近な人々とかかわることの楽しさが分かり、進んで交流することができるようにする。</p> |
| 3 防災教育上の意図 | <p>その場の状況をとらえ、危険を予測して行動できるようにする。</p> <p>集団生活における、役割分担について理解できるようにする。</p> |
| 4 学習指導例 | <p>自然災害に対する安全確保に配慮する。</p> <p>家庭（集団）生活の中での役割。</p> <p>自分でできることなどについては、自分のことは自分でする、手伝いができるようにする。</p> <p>自分以外の人のことを考えて行動できるようにする。</p> <p>公共物や公共施設について、実際に利用する中で、物や施設、人とかかわりながら利用の仕方について考えさせる。</p> <p>多様な人と触れ合う。</p> |

| 小学校 体育科 【5年】 | |
|---------------------|--|
| 1 学習指導要領の目標 | <p>(3) 心の健康、けがの防止及び病気の予防について理解できるようにし、健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。</p> |
| 2 学習指導要領の内容 | <p>G 保健</p> <p>(2) けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当ができるようにする。</p> <p>ア 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。</p> <p>イ けがの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。</p> |
| 3 防災教育上の意図 | <p>けがを防止するためには、周囲の危険に気付き、的確な判断の下に、落ち着いて行動することが必要であることを理解する。</p> <p>日頃から環境を安全に整えることが必要であることを理解する。</p> <p>けがをしたときには、けがの程度などをできるだけ速やかに把握し、近くの大人に知らせることが大切であることを理解する。</p> <p>簡単なけがの手当ができるようにする。</p> |
| 4 学習指導例 | <p>けがを防止するためには、周囲の危険に気付いて的確な判断の下に安全に行動することが必要であることを知る。</p> <p>危険場所の点検などを通して、環境を安全に整えておくことが必要であることを知る。</p> <p>けがの悪化を防ぐ対処として、けがの種類や程度などの状況をできるだけ速やかに把握して、近くの大人に知らせることが大切であることを知る。</p> <p>簡単なけがの手当の方法を理解し、実習を通して簡単な手当ができるようにする。</p> |

2 小学校

| 小学校 道徳の時間 【1年】【2年】 | |
|---------------------------|---|
| 1 学習指導要領の目標 | <p>道徳教育の目標 学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。</p> <p>道徳の時間の目標 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。</p> |
| 2 学習指導要領の内容 | <p>1 主として自分自身に関すること。 (1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。</p> <p>2 主として他の人とのかかわりに関すること。 (2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。 (3) 友達と仲よくし、助け合う。</p> <p>3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。 (1) 生きることを喜び、生命を大切にすることをもち。</p> <p>4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。 (1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。 (2) 働くことのよさを感じて、みんなのために働く。</p> |
| 3 防災教育上の意図 | <p>緊急時において、安全に気がつけた行動ができるようにする。 ボランティア活動の意義を理解する。 災害時においても助け合って生活することの大切さを理解する。 生命の大切さを自覚する。 災害時においても、決まりを守って行動することの大切さを理解する。 ボランティア活動に参加することの大切さを理解する。</p> |
| 4 学習指導例 | <p>健康や安全に気を付けて生活しようとする心情を育む。 相手のことを考え、優しく接し、親切な行為をしようとする心情を育む。 友達と仲よく活動し、助け合おうとする心情を育む。 生きている証を実感し、生命を大切にしようとする心情を育む。 約束や決まりを守り、みんなが使う物を大切にしようとする心情を育む。 働くことのよさを感じ、みんなのために働こうとする意欲を育む。</p> |

| 小学校 道徳の時間 【3年】【4年】 | |
|---------------------------|--|
| 1 学習指導要領の目標 | <p>道徳教育の目標 学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。</p> <p>道徳の時間の目標 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。</p> |
| 2 学習指導要領の内容 | <p>2 主として他の人とのかかわりに関すること。 (2) 相手のことを思いやり、進んで親切にする。 (3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。</p> <p>3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。 (1) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にすること。</p> <p>4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。 (1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。 (2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。</p> |
| 3 防災教育上の意図 | <p>ボランティア活動の意義や親切にすることの大切さを理解する。 災害時においても、助け合って生活することの大切さを理解する。 生命の尊さを感じ、自らの命を守ることを大切さを理解する。 災害時においても、決まりを守って行動することや公德心の大切さを理解する。 進んでボランティア活動に参加することの大切さを理解する。</p> |
| 4 学習指導例 | <p>相手の立場を考え、親切な行為を進んで行おうとする心情を育む。 友達のことを互いによく理解し、信頼し、助け合おうとする心情を育む。 命あるもの全てを大切にしようとする心情を育む。 約束や社会の決まりを守り、公德心を大切にしようとする態度を育む。 力を合わせて仕事をする大切さを知り、進んで働こうとする態度を育む。</p> |

2 小学校

| 小学校 道德の時間 【5年】【6年】 | |
|---------------------------|--|
| 1 学習指導要領の目標 | <p>道德教育の目標 学校の教育活動全体を通じて、道德的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道德性を養うこととする。</p> <p>道德の時間の目標 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道德教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道德的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道德的実践力を育成するものとする。</p> |
| 2 学習指導要領の内容 | <p>2 主として他の人とのかかわりに関すること。 (2) だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする。 (5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。</p> <p>3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。 (1) 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。</p> <p>4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。 (3) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。 (4) 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。</p> |
| 3 防災教育上の意図 | <p>ボランティア活動の意義や相手の立場に立って親切にすることの大切さを理解する。 安全、安心な社会づくりに貢献している人に感謝し、進んで貢献することの大切さを理解する。 命の尊さや自他共に生命を守ることを大切さを理解する。 災害時においても、自分の役割を自覚し、協力して責任を果たすことの大切さを理解する。 勤労が社会生活を支えるものであることや進んでボランティア活動に参加することの大切さを理解する。</p> |
| 4 学習指導例 | <p>相手の立場に立って、誰に対しても親切な行為を進んで行おうとする態度を育む。 多くの人々の支え合いや助け合いで生活が成り立っていることに感謝するとともに、自分に何ができるか考え、実践しようとする意欲を育む。 自他の生命を尊重し、力強く生きていこうとする態度を育む。 自分の役割を自覚し、協力して責任を果たそうとする心情を育む。 勤労が社会生活を支えるものであることを理解し、進んで公共のために役に立とうとする心情を育む。</p> |

| 小学校 総合的な学習の時間 【3年】【4年】【5年】【6年】 | |
|---------------------------------------|--|
| 1 学習指導要領の目標 | <p>横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。</p> |
| 2 学習指導要領の内容 | <p>第2 各学校において定める目標及び内容 2 内容 各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこと。</p> |
| 3 防災教育上の意図 | <p>防災のための安全な町づくり、学校づくりとその取組を通して防災意識を高める。</p> |
| 4 学習指導例 | <p>災害の恐ろしさや防災意識の大切さを実感させるとともに、地域や学校で防災に取り組むよさを感じ取り、安全な町づくり、学校づくりに取り組む。 地域や学校の一員として、災害に備えた安全な町づくり、学校づくりにかかわろうとする活動や取組を行う。</p> |

2 小学校

| 小学校 特別活動 【全学年】 | |
|---|--|
| <p>1 学習指導要領の目標</p> <p>望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。</p> <p>〔学級活動〕 学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。</p> <p>〔児童会活動〕 児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。</p> <p>〔学校行事〕 学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。</p> | |
| <p>2 学習指導要領の内容</p> <p>〔学級活動〕 (2) 日常生活や学習への適応及び健康安全 力 心身ともに健康で安全な生活態度の形成</p> <p>〔児童会活動〕 学校の全児童をもって組織する児童会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。 (1) 児童会の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 学校行事への協力</p> <p>〔学校行事〕 全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。</p> <p>(3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。</p> <p>(4) 遠足・集団宿泊的行事 自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。</p> <p>(5) 勤労生産・奉仕的行事 勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。</p> | |
| <p>3 防災教育上の意図</p> <p>防災上の心構えと役割 健康で安全な生活習慣態度の育成と災害発生時には適切な行動ができるようにする。 奉仕的活動や防災に関する活動に前向きに取り組むようにする。 地震等の緊急非常事態時に自他の生命と安全を守ることができ、情報の伝達を正確にとらえ、迅速な行行動がとれるようにする。 自立心を養い、自主的に集団の規律や秩序を守ることができるようにする。 勤労や奉仕の尊さを体験し、創造する喜びを味わうことができるようにする。</p> | |
| <p>4 学習指導例</p> <p>〔学級活動〕 人間尊重の考え方と望ましい実習活動の育成 ・人にやさしく人を大切にすることの実践 ・災害時の避難方法や避難経路の確認 ・主体的な係活動及び奉仕活動の実践 ・災害時における一人一人の役割</p> <p>〔児童会活動〕 「奉仕的活動」「委員会活動」「各種活動」 ボランティア活動体験 ・環境美化作業 ・募金や物資援助 防災に関する活動 ・防災関係の展示 ・避難所体験 ・被災者の体験談講演</p> <p>〔学校行事〕 「避難訓練」及び「防災訓練」・・・冷静迅速な避難と自主防災組織の活動 ・避難経路図と避難方法の確認 ・安全確認・安全で迅速な避難 ・防火訓練（消火器の仕組みと扱い方） ・関係機関への連絡方法と手順 ・救急法と救護活動訓練 ・防災講話 ・重要書類の搬出訓練 ・起震車体験 ・保護者への児童の引渡しの方法と手順 「修学旅行」「遠足」「林間学校」等 望ましい集団活動と公衆道徳 ・集団行動 ・班行動 ・係活動 ・自主見学 ・スムーズな連絡調整 ・守るべきマナーやエチケット ・人間及び生命尊重の観点での具体的行動 ・飯ごう炊さん ・テント設営 ・野営 「愛校作業」「ボランティア活動」等 ・草取り ・校庭の石拾い ・ゴミ拾い ・校舎内の廊下の壁等のペンキ塗りや補修 ・教室入り口のドアの補修</p> | |



小学校に係る具体的な指導事例は、【2章 防災教育指導事例・実践例】を参照のこと

3 中学校

(1) 中学校における防災教育の在り方

中学校段階では、地域の過去の災害や他の地域の災害例から危険を理解し、災害への日常の備えや的確な避難行動ができるようにすることが大切である。また、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めるようにすることが必要である。そのために、自然災害に関する知識を習得させ、各教科等をはじめ学校の教育活動全体で防災教育に取り組み、正しい備えと習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができるようにすることが求められている。具体的には、緊急地震速報を活用した避難行動に関する訓練や、科学技術の成果を活用した防災についての知識や技能、さらに、災害図上訓練等を展開する中で、総合的に防災意識や対応能力を高めていくことが考えられる。学習のどんな場面でどんな力を育てようとするのか見通しをもち、その学習が災害時に必要とされる資質や能力にどのように結びつくのかという視点をもつことで、防災教育の効果をより高めることにつながるはずである。以下、それぞれの教科・領域の中で、いつ、どんな意図で、災害時に必要とされる資質や能力を育てる学習ができるか、学習指導要領に照らして指導事例を考えてみた。

(2) 各教科・領域における防災教育指導内容

| 中学校 社会科 【2年】 | |
|---|--|
| 1 学習指導要領の目標 【地理的分野】 (1) 日本や世界の地理的事象に対する関心を高め、広い視野に立って我が国の国土及び世界の諸地域の地域的特色を考察し理解させ、地理的な見方や考え方の基礎を培い、我が国の国土及び世界の諸地域に関する地理的認識を養う。 (2) 日本や世界の地域の諸事象を位置や空間的な広がりとのかかわりにとらえ、それを地域の規模に応じて環境条件や人間の営みなどと関連付けて考察し、地域的特色や地域の課題をとらえさせる。 (3) 大小様々な地域から成り立っている日本や世界の諸地域を比較し関連付けて考察し、それらの地域は相互に関係し合っていることや各地域の特色には地方的特殊性と一般的共通性があること、また、それらは諸条件の変化などに伴って変容していることを理解させる。 (4) 地域調査など具体的な活動を通して地理的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に選択、活用して地理的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力や態度を育てる。 【歴史的分野】 (2) 国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を、その時代や地域との関連において理解させ、尊重する態度を育てる。 (4) 身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して歴史に対する興味・関心を高め、様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。 | |
| 2 学習指導要領の内容 【地理的分野】 (2) 日本の様々な地域 イ 世界と比べた日本の地域的特色 世界的視野や日本全体の視野から日本の地域的特色を取り上げ、我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。 (ア) 自然環境 世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる。 ウ 日本の諸地域 日本を幾つかの地域に区分し、それぞれの地域について、以下の(ア)～(キ)で示した考察の仕方を基にして、地域的特色をとらえさせる。 (ア) 自然環境を中核とした考察 地域の地形や気候などの自然環境に関する特色ある事象を中核として、それを人々の生活や産業などと関連付け、自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。 【歴史的分野】 オ 第一次世界大戦の背景とその影響、民族運動の高まりと国際協調の動き、我が国の国民の政治的自覚の高まりと文化の大衆化などを通して、第一次世界大戦前後の国際情勢及び我が国の動きと、大戦後に国際平和への努力がなされたことを理解させる。 | |
| 3 防災教育上の意図 防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実を目指す。 ・防災教育では、自然災害の危険性やその時の対応について、日々意識させることが大事であり、そのためには、自然現象や災害、防災の基礎的な知識が必要となる。 ・身近な地域での防災上の課題をしっかりとらえることができるよう、具体的な日本の地域を取り上げ、他の地域との関連も図る。 支援者としての視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める。 ・過去の災害とその災害での対応や復興に努力した人々について学ぶことにより、今後の防災対策や社会参画の在り方について考える。 | |

3 中学校

4 学習指導例

〔地理的分野〕

さまざまな自然災害

- ・地震や火山の噴火、洪水による自然災害
- ・大地震による土砂くずれや地盤の液状化、津波
- ・集中豪雨による土石流
- ・台風による高潮
- ・冷害や干害

人間の活動と災害

- ・人間の活動が自然災害にあたえる影響

防災対策と防災意識

- ・気象衛星や全国的な観測網による気象予報
- ・火山の噴火や地震の予知の研究
- ・防災マップ（ハザードマップ）を活用した防災対策

日本のそれぞれの地域の地形や気候の特色、災害の種類や規模、防災対策、過去の自然災害

〔九州地方〕

- ・火山が多い地形、台風や梅雨の影響、土砂崩れ、水害の危険

〔中国・四国地方〕

- ・雪の多い地域、乾燥する地域

〔近畿地方〕

- ・阪神・淡路大震災の経験、自然災害への備え、降水量の多い紀伊山地

〔中部・関東地方〕

- ・都市直下型地震の備え

〔東北地方〕

- ・東日本大震災の経験、復興への努力、冷害

〔歴史的分野〕

「関東大震災」

- ・大規模な地震災害の例について理解する。被害が拡大した原因について考える。

3 中学校

中学校 理科 【1年】【2年】【3年】

1 学習指導要領の目標

【第2分野】1 目標

- (1) 生物とそれを取り巻く自然の事物・現象に進んでかかわり、その中に問題を見だし意欲的に探究する活動を通して、多様性や規則性を発見したり課題を解決したりする方法を習得させる。
- (2) 生物や生物現象についての観察、実験を行い、観察・実験技能を習得させ、観察、実験の結果を分析して解釈し表現する能力を育てるとともに、生物の生活と種類、生命の連続性などについて理解させ、これらの事物・現象に対する科学的な見方や考え方を養う。
- (3) 地学的な事物・現象についての観察、実験を行い、観察・実験技能を習得させ、観察、実験の結果を分析して解釈し表現する能力を育てるとともに、大地の成り立ちと変化、気象とその変化、地球と宇宙などについて理解させ、これらの事物・現象に対する科学的な見方や考え方を養う。
- (4) 生物とそれを取り巻く自然の事物・現象を調べる活動を行い、これらの活動を通して生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を育て、自然を総合的に見ることができるようになる。

2 学習指導要領の内容

2 内容

(2) 大地の成り立ちと変化

大地の活動の様子や身近な岩石、地層、地形などの観察を通して、地表に見られる様々な事物・現象を大地の変化と関連付けて理解させ、大地の変化についての認識を深める。

ア 火山と地震

(ア) 火山活動と火成岩

火山の形、活動の様子及びその噴出物を調べ、それらを地下のマグマの性質と関連付けてとらえるとともに、火山岩と深成岩の観察を行い、それらの組織の違いを成因と関連付けてとらえること。

(イ) 地震の伝わり方と地球内部の働き

地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。

(4) 気象とその変化

身近な気象の観察、観測を通して、気象要素と天気の変化の関係を見いださせるとともに、気象現象についてそれが起こる仕組みと規則性についての認識を深める。

ア 気象観測

(ア) 気象観測

校庭などで気象観測を行い、観測方法や記録の仕方を身に付けるとともに、その観測記録などに基づいて、気温、湿度、気圧、風向などの変化と天気との関係を見いだすこと。

イ 天気の変化

(ア) 霧や雲の発生

霧や雲の発生についての観察、実験を行い、そのでき方を気圧、気温及び湿度の変化と関連付けてとらえること。

(イ) 前線の通過と天気の変化

前線の通過に伴う天気の変化の観測結果などに基づいて、その変化を暖気、寒気と関連付けてとらえること。

ウ 日本の気象

(ア) 日本の天気の特徴

天気図や気象衛星画像などから、日本の天気の特徴を気団と関連付けてとらえること。

(イ) 大気の動きと海洋の影響

気象衛星画像や調査記録などから、日本の気象を日本付近の大気の動きや海洋の影響に関連付けてとらえること。

(7) 自然と人間

イ 自然の恵みと災害

(ア) 自然の恵みと災害

自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。

3 内容の取扱い

(8) 内容の(7)については、次のとおり取り扱うものとする。

- ウ イの(ア)の災害については、地球規模でのプレートの動きも扱うこと。また、「災害」については、記録や資料などを用いて調べ、地域の災害について触れること。

3 防災教育上の意図

大地の成り立ちについて興味をもたせ、大地のでき方や変化についての見方、考え方を養う。

噴火のメカニズムや火山噴出物とマグマの性質について興味をもたせ、噴火だけでなくその対策についての考え方を養う。

地震発生のメカニズムや揺れの大きさ、土地の変化について興味をもたせ、過去の地震による土地の変化をもとに、その対策についての見方、考え方を養う。

天気の変化について興味をもたせ、その要因となる気象要素についての観察、観測の仕方を養う。

気象庁などが発信する情報に頼るだけでなく、自ら気象観測を行い、自然災害を予測し、それに備える姿勢を養う。

霧や雲が発生するメカニズムについて理解させ、それらに対応できる態度を養う。

寒冷前線や温暖前線などでの雲のでき方や天気の様子について理解させ、それらに備えた準備ができる態度を養う。

気象庁が発信する気象情報を、テレビやラジオ、インターネットから得て、今後の天気を予測し、様々な自然災害に対する準備ができる態度を養う。特に大気(雲)の動きに着目させる。

様々な自然がもたらす恵みと災害について調べさせ、自然を大切にしたり、災害に対して備えたりする態度を養う。

過去の自然災害について、記録や資料をもとに調べさせ、地域における様々な災害を予測し、それらに対応できる態度を養う。

3 中学校

4 学習指導例

火山の噴火とマグマの性質について調べる。
地域にはどのような特徴をもった火山があるか調べる。
地震のゆれの伝わり方や広がり方、マグニチュードとゆれの広がり方について調べる。
地震によって生じる大地の変化と災害について考える。
気象観測機器の操作と観測の仕方を学ぶ。
自分の住んでいる地域の気象要素の変化を継続的に調べる。
霧や雲がでる方について調べる。
空気中に含まれる水蒸気の量と露点の関係についてまとめる。
前線が通過するとどのような気象要素の変化が起こるのか調べる。
それぞれの季節の天気の特徴をまとめる。
台風の構造や月ごとに進路が変わることなどを資料でまとめる。
地域の自然の恵みと自然災害について、資料やインターネット、地域の人へのインタビューなどでまとめる。
過去の地震や火山に関する情報を集め、被害の状況を調べる。
地域のハザードマップを活用して、避難場所や準備するものなどの確認をする。

中学校 保健体育科 【2年】

1 学習指導要領の目標

(3) 傷害の防止について関心を持ち、学習活動に意欲的に取り組むことができるようにする。
傷害の防止について、課題の解決を目指して、知識を活用とした学習活動などにより、科学的に考え、判断し、それらを表すことができるようにする。
交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因やそれらによる傷害の防止、応急手当について、課題の解決に役立つ基礎的な事項及びそれらと生活との関わりを理解できるようにする。

2 学習指導要領の内容

(3) 傷害の防止について理解を深めることができるようにする。
ア 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかかわって発生すること。
イ 交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。
ウ 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。
エ 応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、応急手当には、心肺蘇生等があること。

3 防災教育上の意図

自然災害による傷害は、例えば、地震が発生した場合に家屋の倒壊や家具の落下、転倒などによる危険が原因となって生じること。また、地震に伴って、津波、土砂崩れ、地割れ、火災などによる二次災害によっても生じること理解できるようにする。
自然災害による傷害が、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じることから、その防止には、日頃から災害時の安全確保に備えておくこと、地震などが発生したときや発生した後、周囲の状況を的確に判断し、冷静・迅速・安全に行動すること、事前の情報やテレビ、ラジオ等による災害情報を把握する必要があることを理解できるようにする。

4 学習指導例

過去の自然災害について資料や映像で学ぶ。
ある事例をもとに犠牲者の死亡原因について考える。
被害を最小限にするための対策について話し合う。
個人生活における自然災害に対する備えについて振り返る。
災害発生時の取るべき行動について話し合う。
学んだことをどのように個人生活に生かすか整理する。

3 中学校

| 中学校 技術・家庭科（技術分野） 【全学年】 | |
|------------------------|--|
| 1 学習指導要領の目標 | ものづくりなどの実践的・体験的な学習活動を通して、材料と加工、エネルギー変換、生物育成及び情報に関する基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、技術と社会や環境とのかかわりについて理解を深め、技術を適切に評価し活用する能力と態度を育てる。 |
| 2 学習指導要領の内容 | 「A 材料と加工に関する技術」 (1) 生活や産業の中で利用されている技術について、次の事項を指導する。 ア 技術が生活の向上や産業の継承と発展に果たしている役割について考えること。 イ 技術の進展と環境との関係について考えること (2) 材料と加工法について、次の事項を指導する。 ア 材料の特徴と利用方法を知ること。 イ 材料に適した加工法を知り、工具や機器を安全に使用できること。 ウ 材料と加工に関する技術の適切な評価・活用について考えること。 (3) 材料と加工に関する技術を利用した製作品の設計・製作について、次の事項を指導する。 ア 使用目的や使用条件に即した機能と構造について考えること。 イ 構想の表示方法を知り、製作図をかくことができること。 ウ 部品加工、組立て及び仕上げができること。 すべての内容において、技術にかかわる倫理観や新しい発想を生み出し活用しようとする態度が育成されるようにするものとする。 |
| 3 防災教育上の意図 | 技術の進展が生活の向上、防災に役立っていることに関心を持たせるようにする。 材料と加工に関する基礎的・基本的な知識及び技術を習得することや、材料と加工に関する技術が社会や環境に果たす役割と影響について理解を深め、それらを適切に評価し活用する能力と態度を身に付けることは、安全な社会を築くことに繋がることを理解できるようにする。 |
| 4 学習指導例 | 技術の発達が、防災や減災、復興に役立っていることを取り上げる。 材料の特徴から、それらに適した使用方法を考えさせたりする。 工具や機器を安全かつ適切に使用するためには、正しい使用方法とともに、姿勢、目の位置、工具などの持ち方、力配分など、作業動作の要素も関連することに気付かせる。 工具や機器の手入れや調整の必要性を知り、安全に使用できるよう指導する。 加工法について、木材、金属及びプラスチックの切断、切削、金属の鋳造、鍛造など、材料によって使用する工具や加工法が違うことを知る。 構造そのものを強くするために、四角形の構造に斜めになる部品を加えて三角形の構造にする方法、補強金具・接着剤・釘などを用いて接合部を固定する方法、板などで面全体を固定する方法があることを知る。 部品そのものを強くするために、材質、厚さ、幅、断面形状などを変更する方法があることについて知る。 材料に適した切断用工具又は切断用機器を用いて切断ができるようにする。 加工機器を用いて切断、切削、穴あけなどの加工をさせる場合には、加工材料の固定の方法、始動時及び運転中の注意事項などを知ることができるようにするとともに、ジグなどを使用して、安全な使い方ができるよう指導する。 必要に応じて集じん機を取り付けるなど、衛生にも配慮するとともに、潤滑油の給油や消耗品の交換等の保守点検に加えて、固定の状況や、部品の取り付け状況等についても事前に確認をすることの大切さを知る。 リサイクルを前提として材料及び加工法を選択させたり、使用者の安全に配慮して設計・製作させたりするなど、材料と加工に関する技術にかかわる倫理観が育成されるよう配慮する。 |

3 中学校

| 中学校 技術・家庭科（家庭分野） 【全学年】 | |
|------------------------|--|
| 1 学習指導要領の目標 | 衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、これからの生活を展望して、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる |
| 2 学習指導要領の内容 | 「B 食生活と自立」 (1) 食事が果たす役割を理解し、健康によい食習慣について考えること。栄養素の種類とはたらきを知り、中学生に必要な栄養の特徴について考えること。 (2) 食品の栄養的特質や中学生の1日に必要な食品の種類と概量について知ること。 (3) 基礎的な日常食の調理ができること。安全と衛生に留意し、食品や調理用具等の適切な管理ができること。地域の食材を生かすなどの調理を通して、地域の食文化について理解すること。 「C 衣生活・住生活と自立」 (1) 衣服と社会生活との関わりを理解し、目的に応じた着用や個性を生かす着用を工夫できること。衣服の計画的な利用の必要性を理解し、適切な選択ができること。衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れができること。 (2) 住居の基本的な機能について知ること。安全な室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫できること。 (3) 布を用いた物の製作を通して、生活を豊かにするための工夫ができること。 「D 身近な消費生活と環境」 (1) 消費者の基本的な権利と責任について理解すること。販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。 |
| 3 防災教育上の意図 | 中学生に必要な栄養のとり方や献立の作成、食生活の自立に向けた基礎的・基本的な知識と技術を取得するとともに、食生活を主体的に営む力を身に付ける。 衣服の選択と手入れ、住居の機能と住まい方・安全な室内環境の整え方等に関する基礎的・基本的な知識と技術を取得するとともに、布を用いた物の製作などを通して生活を豊かに使用と工夫できる力を身に付ける。 消費の在り方や環境等に配慮した生活の仕方に関する基礎的・基本的な知識と技術を取得するとともに、社会における生活の営みへつなげる力を身に付ける。 |
| 4 学習指導例 | 自分の食生活を振り返り、心身の健康によい食習慣について考える。 中学生に必要な栄養の特徴について、エネルギーや摂取量について理解できるようにする。 食品の栄養的特質から、食品を6つの食品群に分類し、1日に必要な栄養量を考えることができる。 魚、肉、野菜を中心に日常よく使う食品を取り上げ、基礎的な日常食の調理ができるようにする。 調理に必要な時間や手順を考えて計画を立て、効率よく準備から後始末までできるようにする。 地域や季節の食材のよさを理解し、地域の食材を生かした調理ができるようにする。 住宅に関する鳥瞰図などを活用して住居の役割（住空間と生活行為との関わり）について理解できるようにする。 室内の写真や住空間の図などから危険な箇所を点検したり、過去の災害の例を取り上げ必要な備えを検討できるようにする。 防災に関わる物の製作をする。 不要になった衣服などを活用した物の製作をする。 家庭生活で使用されている、水、ガス、電気の利用状況を取り上げたり、ごみの減量化を取り上げて限りある資源を有効に利用するための実践ができるようにする。 |

中学校 道徳の時間 【全学年】

1 学習指導要領の目標

道徳教育の目標

学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間の目標

各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

2 学習指導要領の内容

1 主として自分自身に関すること。

- (1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
- (2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。
- (3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。
- (4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。
- (5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

- (1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。
- (2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。
- (6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。

3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。

- (1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
- (2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

- (1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
- (2) 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。
- (4) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。
- (5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。
- (8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。

3 防災教育上の意図

災害時においても、節度を守り節制に心掛けて生活することの重要性を理解する。

災害時においても、希望と勇気をもって生きることの重要性を理解する。

災害時においても、自ら判断し、自分や社会に誠実に行動することの大切さを理解する。

災害時においても、真理や真実を求め、よりよく生きようとする大切さを理解する。

災害時においても、自分のよさを生かし、よりよく生きようとする大切さを理解する。

ボランティア活動等の場面で、時と場に応じた適切な言動がとれるようにする。

ボランティア活動の意義や相手の立場に立って親切にすることの重要性を理解する。

支え合いで生活が成り立っていることに感謝し、自分にできることを進んで行うことの重要性を理解する。

災害時においても、きまりを守り、秩序と規律を高めることの重要性を理解する。

災害時においても、公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会づくりに努めることの重要性を理解する。

災害時においても、自分の役割を自覚し、協力して責任を果たし、集団生活を向上させることの大切さを理解する。

勤労が社会生活を支えるものであることを理解し、奉仕の精神をもって進んでボランティア活動等に参加することの大切さを理解する。

郷土に対する認識を深め、郷土の発展に努めようとすることの重要性を理解する。

4 学習指導例

望ましい生活習慣を身に付け、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をしようとする意欲を高める。

目標をもつことの大切さについて考え、希望と勇気をもってやり抜こうとする態度を育む。

自ら判断し、自分や社会に誠実に行動しようとする心情を育む。

真理や真実を求め、生きることについての意味を見だし、よりよく生きようとする心情を育む。

自分自身のよさや個性を見だし、更に伸ばしていこうとする意欲を育む。

礼儀の意義について考え、時と場に応じた適切な言動をとろうとする心情を育む。

自己共にかけがえのない存在であることを自覚し、思いやりをもって接しようとする態度を育む。

多くの人々の善意や支え合いで生活が成り立っていることに感謝するとともに、自分に何ができるか考え、実践しようとする意欲を育む。

生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重しようとする態度を育む。

自然の中で生かされていることを自覚し、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を育む。

法やきまりの意義を十分に理解し、社会の秩序と規律を高めていこうとする意欲を育む。

公德心及び社会連帯の自覚を高め、積極的に協力し合おうとする意欲を育む。

集団の意義について理解し、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努めようとする態度を育む。

勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって進んで実践しようとする態度を育む。

郷土に対する認識を深め、郷土の発展に努めようとする心情を育む。

3 中学校

| 中学校 総合的な学習の時間 【全学年】 | |
|----------------------------|---|
| 1 学習指導要領の目標 | <p>第1 目標</p> <p>横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。</p> |
| 2 学習指導要領の内容 | <p>第2 各学校において定める目標及び内容</p> <p>2 内容</p> <p>各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動、職業や自己の将来に関する学習活動などを行うこと。</p> |
| 3 防災教育上の意図 | <p>防災のための安全な町づくりとその取組を通して、地域を知り、防災意識の大切さを知る。</p> |
| 4 学習指導例 | <p>災害の恐ろしさと防災意識の大切さを理解させるとともに、地域や学校で防災に取り組む意義を学び、安全な町づくり、学校づくりに取り組む。</p> <p>地域や学校の一員として、災害に備えた安全な町づくり、学校づくりにかかわろうとする活動や取組を行う。</p> |

| 中学校 特別活動 【全学年】 | |
|-----------------------|---|
| 1 学習指導要領の目標 | <p>望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。</p> <p>〔学級活動〕</p> <p>学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。</p> <p>〔生徒会活動〕</p> <p>生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。</p> <p>〔学校行事〕</p> <p>学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。</p> |
| 2 学習指導要領の内容 | <p>〔学級活動〕</p> <p>学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。</p> <p>(2) 適応と成長及び健康安全</p> <p>ウ 社会の一員としての自覚と責任</p> <p>カ ボランティア活動の意義の理解と参加</p> <p>キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成</p> <p>〔生徒会活動〕</p> <p>学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。</p> <p>(1) 生徒会の計画や運営</p> <p>(2) 異年齢集団による交流</p> <p>(3) 生徒の諸活動についての連絡調整</p> <p>(4) 学校行事への協力</p> <p>(5) ボランティア活動などの社会参加</p> <p>〔学校行事〕</p> <p>全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。</p> <p>(3) 健康安全・体育的行事</p> <p>心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。</p> <p>(4) 旅行・集団宿泊的行事</p> <p>平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。</p> <p>(5) 勤労生産・奉仕的行事</p> <p>勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。</p> <p>「防災上の心構えと役割」</p> <p>健康で安全な生活習慣態度の育成と災害発生時には適切な行動ができるようにする。</p> <p>奉仕的活動や防災に関する活動に前向きに取り組むようにする。</p> <p>地震等の緊急非常事態時に自他の生命と安全を守ることができ、情報の伝達を正確にとらえ、迅速な行動がとれるよ</p> |

3 中学校

うにする。
自立心を養い、自主的に集団の規律や秩序を守ることができるようにする。
勤労や奉仕の尊さを体験し、創造する喜びを味わうことができるようにする。

4 学習指導例

【学級活動】

- (1) 自然災害と防災について（自然災害の種類・過去の大きな自然災害・災害から身を守る方法・被害を最小限にする方法）
- (2) 地震発生時における避難のしかたについて（授業中、休み時間、放課後、登下校時、校外活動時、地震に伴う火災発生するときなど）
- (3) 警戒宣言発令時における避難のしかたについて（地区別班・引き渡しの方法・引き渡しカード）
- (4) 家庭における防災について（避難場所・非常持ち出し品・飲料水の確保・家族の係分担・家具の固定・危険箇所）

【生徒会活動】

防災教育に関わる生徒会活動として、次の2つの委員会について活動例を示す。必要に応じて、日常活動や学園祭などの特別活動で取り上げる。また、委員会専用の黒板や掲示板、印刷物を活用して取り組みの周知徹底や防災意識の高揚を図る。

- (1) ボランティア委員会
 - ・各地で行われている災害に関する市民ボランティアなどの活動の紹介
 - ・自分たちにできる救援活動の呼びかけと具体的な取り組みの実施（災害への募金、物資援助）
 - ・東日本大震災でボランティア経験者による講演会の運営
 - ・一人暮らしの老人宅を訪問し避難場所や避難方法等を確認
- (2) 安全（防災）委員会
 - ・東日本大震災等の地震災害の写真や資料の展示及びビデオの放映
 - ・地震のメカニズムに関する模型や資料の展示
 - ・世界や日本の災害の歴史の展示
 - ・通学路や地域の危険箇所の調査と報告
 - ・起震車による生徒の地震体験の運営
 - ・防災用具の展示と紹介
 - ・耐震構造や免震構造の資料の展示
 - ・家庭内の家具を固定する方法や安全を図るための知恵の紹介
 - ・火おこしなどのサバイバル体験の運営
 - ・校内の危険箇所の調査と報告
 - ・避難（避難訓練）における注意事項の周知
 - ・防災頭巾の点検
 - ・生徒の防災に関する知識や意識の調査とその結果の報告
- (3) 学園祭での展示
 - ・前述した委員会の活動内容を展示する。
- (4) 集会
 - ・被災者の体験講話
 - ・ボランティア経験者の体験講話
 - ・救急法の講習

【学校行事】

- (1) 避難訓練
 - 警戒宣言発令を想定（第二次避難・地区別集合・引き渡し）
 - 授業中の地震による火災を想定（第一次避難・第二次避難・消火訓練）
 - 放課後（部活動中）の地震を想定（第一次避難・第二次避難・第三次避難）
- (2) 林間学校
 - ・サバイバル体験（テント生活、火おこし、飯ごう炊さん、食用植物採集、薬用植物採集、縄の縛り方など）



中学校に係る具体的な指導事例は、【2章 防災教育指導事例・実践例】を参照のこと

4 高等学校

(1) 高等学校における防災教育の在り方

高校段階では、自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの「自助」「共助」の重要性を認識して、平常時及び災害発時の学校、家庭及び地域社会の安全（防災及び応急対応等の）活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにすることが大切である。また、自他の危険予測・危険回避の能力を身につけることができるようにする観点から災害や防災に関する理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにするための防災の基礎を学ばせたい。具体的には、緊急地震速報を活用した避難行動に関する訓練や災害図上訓練による防災意識と対応能力の育成、地域の防災や災害時の避難所におけるボランティア活動への参加、地歴・理科・保健体育・家庭・情報・工業・各教科やLHR、総合的な学習の時間等、特別活動により教育活動を学校全体で取り組み充実させていく必要がある。以下、学習指導要領に照らした教科学習での指導領域を示し、LHR・総合的な学習の時間の指導事例を考えてみた。

(2) 教科学習での指導

授業に関連のある教科は地理歴史、理科、保健体育、家庭、情報、工業等である。以下に指導内容の概要を示す。

| | |
|----------------------|---|
| 地理歴史の授業における指導 | A 「地理A」の「生活圏の諸課題の地理的考察」の中の「自然環境と防災」において、我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させるとともに、国内にみられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることについて考察させる。 |
| 理科の授業における指導 | A 「科学と人間生活」の「身近な自然景観と自然災害」の中で、地震や火山活動など大地の起伏を大きくする変化や発生する災害について理解させる。 |
| | B 「物理基礎」の「波の性質」の中で、横波と縦波、波の伝わり方について学び、地震波と関連して理解させる。 |
| | C 「化学基礎」「化学」の中で、衝撃に弱い薬品や発火引火し易い薬品、さらに混合すると発火する薬品の知識が地震発生時の二次災害の防止に役立つ事を理解させる。 |
| | D 「地学基礎」の「火山活動と地震」「日本の自然環境」あるいは「地学」の「地球の内部構造」「地震と地殻変動」の中で地震発生の仕組み、地殻変動と災害、地震波の伝わり方について理解させる。 |
| 保健体育の授業における指導 | A 「保健」の「現代社会と健康」の「応急手当」の中で、地震に遭い被災したときの応急救護の意義と応急処置の手順や方法について理解させる。また、被災時及び被災後の精神の健康を保持増進するため「精神の健康」の中で、精神と身体の密接な関係について理解させ、被災後には、ストレスにより傷害が発生することがあることにも触れる。 |
| | B 「保健」の「健康の保持増進と疾病の予防」の「感染症とその予防」の中で、避難生活などにおける感染症予防の原則について理解させる。 |
| 家庭の授業における指導 | A 「家庭基礎」の「生活の自立及び消費と環境」の「住居と住環境」の中あるいは「家庭総合」の「生活の科学と環境」の「住生活の科学と文化」の中、または「生活デザイン」の「住生活の設計と創造」の中で、安全で環境に配慮した住生活を取り上げ、自然的災害、人的災害に対する対策を理解させる。 |
| | B 『家庭科学習ノート』（県高校教育研究会家庭部会編）の「住生活分野」の「安全な住まい」の中で、家庭における地震時の二次被害を避けるための対策や、家庭で前もって準備しておくべきこと等の内容を学習する。 |
| 情報の授業における指導 | ～多種多様な多くの情報の中から信頼性のあるものを選択し、デマやうわさに惑わされることなく適切に行動する～ |
| | A 「社会と情報」の「(1)情報活用と表現」の「ア 情報とメディアの特徴」の中で、情報の特徴を理解するとともに、情報の発信源を整理したり、情報の表現内容や方法の違いを比較するなど、情報の信頼性や信憑性を評価する方法について習得させる。 |

4 高等学校

| | |
|--------------------|--|
| | <p>B 「社会と情報」の「(2)情報通信ネットワークとコミュニケーション」の「ウ 情報ネットワークの活用とコミュニケーション」の中で、氾濫する情報から信頼性・信憑性の高い情報を選択できる「受け手」としての力を身に付けるとともに、責任ある情報の「送り手」としての素養を身に付ける必要があることに気付かせる</p> <p>C 「情報の科学」の「(4)情報技術の進展と情報モラル」の「ウ 情報社会の発展と情報技術」の中で、情報通信ネットワークを活用したコミュニティについて、その仕組みと特性、さらにその危険性について理解させる。また、情報社会で生活する人間に配慮する態度及び様々な問題を解決するための能力や態度の育成を通して、よりよい情報社会を構築しようとする心構えを身に付けさせる。</p> |
| 工業の授業における指導 | A 「建築計画」「建築法規」「設備計画」「衛生・防災設備」「社会基盤工学」「インテリア装備」の科目では、防災に関わる内容を学ぶ。これらの科目の中で、工業技術者として必要な防災についての法律や設備、システム等について理解をさせ、自然災害の事例や地域性を踏まえて設計・施工ができる技術者を育成するとともに、建築物の強度や構造の知識をもとに、避難の経路や方法、避難所の設備等について現場で対応ができる力を育てる。 |

(3) 特別活動・総合的な学習の時間での指導

各学校においてはカリキュラム等の関係で、全生徒に対して、一律に教科の授業で取り上げて指導することは困難である。従って、全ての生徒に対しての指導は、LHR・総合的な学習の時間・学校行事を活用することが実際的であると考え。以下に特別活動における指導内容とその指導展開例を示す。指導内容の No. 1～No. 7については、LHR または総合的な学習の時間の年間計画に組み入れて、2～3年間でより効果的に実施する。

| | 指導内容 | 実施方法 |
|---|-------------------|---------------------------|
| 1 | 自然災害と防災（地震・火山・気象） | LHR・総合的な学習の時間等にクラス又は学年で指導 |
| 2 | 地震発生時の対処方法 | LHR・総合的な学習の時間等にクラス又は学年で指導 |
| 3 | 地震災害からの救護方法と応急処置 | LHR・総合的な学習の時間等にクラス又は学年で指導 |
| 4 | 防災ボランティア活動 | LHR・総合的な学習の時間等にクラス又は学年で指導 |
| 5 | 放射線と放射能の知識 | LHR・総合的な学習の時間等にクラス又は学年で指導 |
| 6 | 災害時の心の健康について | LHR・総合的な学習の時間等にクラス又は学年で指導 |
| 7 | 地震防災避難訓練 | 学校行事として全校指導 |



高等学校に係る具体的な指導事例は、【2章 防災教育指導事例・実践例】を参照のこと

5 特別支援学校

(1) 特別支援学校における防災教育の在り方

特別支援学校においても、児童生徒等一人一人の障害の状態、発達の段階に応じて安全な行動を取ることが出来る力を身に付けることが重要である。

なお、児童生徒等が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動できるようにする指導に当たっては、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科、特別活動等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

防災教育の指導目標及び指導内容に関しては、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずるとともに、一人一人の障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態等を把握した上で指導する必要がある。

また、学校の教育活動全体を通して、自らの生命を守ることの意識を高め、安全に配慮して行動したり、集団で迅速な行動がとれるよう、繰り返しの体験を計画的に行うことも求められている。

軽度知的障害及び単一障害のある高等部生徒については、自分の身を守るだけでなく、「共助・公助」の視点を持ち、避難所等において危険の伴わない活動に従事するなど、地域のサポーターとして指導していくことも重要である。

(2) 児童生徒等を守るという視点

特別支援学校では近年、障害の重度・重複化、多様化が進んでおり、自ら行動できない(自ら生命を守ることのできない)児童生徒等も在籍している。このような状況を踏まえ、教職員は児童生徒等の生命の安全確保を最優先に考え、日頃から教育活動に当たる必要がある。

従って、教職員には、地震災害等に対する正しい知識を持ち、緊急時に適切な判断ができ、組織として対処することができるような防災管理意識や使命感、防災管理対応能力が求められている。

(3) 防災教育に関する主な内容

幼稚園、小・中学校及び高等学校に準じた教育課程

児童生徒等の障害の状態や特性等を十分考慮しながら、幼稚園、小・中学校及び高等学校に準じた内容を指導する。

障害特性に応じた必要とする主な配慮事項は、次のとおり。

| 障 害 種 | 障害特性に応じた必要とする主な配慮事項 |
|-------|---|
| 視覚障害 | 安全な位置への迅速な移動 周囲の状況の把握 緊急に貼り出される注意や連絡等掲示物に関する情報把握 |
| 聴覚障害 | メッセージボードなどの活用 周囲とのコミュニケーションの成立 避難時や避難後の生活における他者との関わり |
| 肢体不自由 | 移動の介助(自力移動困難者への対応、車椅子や歩行器での移動への対応) 避難後の生活での運動・動作、身辺処理 摂食可能な食材、必要な薬、必要な医療用具の確保 |
| 病弱 | 停電となった際、喀痰吸引・人工呼吸器の使用など、電源を必要とする医療支援への対応 設備損壊による医療支援への対応 薬、医薬用具の確保 |

5 特別支援学校

知的障害特別支援学校の教育課程

学習指導要領に基づき、次のような内容を指導する。

| 学 部 | 教科等名 | 指 導 内 容 |
|-------|--------|---|
| 小学部 | 生活科 | 健康・安全 健康管理、危険防止、交通安全、避難訓練 役割 集団の参加や集団内での役割、共同での作業と役割分担 手伝い・仕事 手伝い、戸締まり、清掃 きまり 学校のきまり、日常生活のきまり、マナー 自然 季節の変化と生活 社会の仕組み 社会の様子 公共施設 公共施設の使用、交通機関の利用 |
| 中学部 | 社会科 | 集団生活ときまり 公共施設 社会の出来事 地域の様子や社会の変化 |
| | 理科 | 人体 事物や機械 自然 |
| | 保健体育科 | 保健 |
| | 職業・家庭科 | 道具・機械等の取扱いや安全・衛生 役割、家庭に関する基礎的な事項 情報 |
| 高等部 | 社会科 | 集団生活と役割・責任 きまり 公共施設 社会的事象 我が国の地理・歴史 |
| | 理科 | 人体 事物や機械 自然 |
| | 保健体育科 | 保健 |
| | 職業科 | 道具・機械等の取扱いや安全・衛生 役割 機械・情報機器 |
| 全学部共通 | 自立活動 | 健康の保持 心理的な安定 人間関係の形成 環境の把握 身体の動き コミュニケーション |

各教科等を合わせて指導を行うなど、知的障害のある幼児児童生徒の学習上の特性等を踏まえて指導する。横断的・総合的な課題や、地域や学校の特色に応じた課題として、防災教育を取り上げて、総合的な学習の時間を活用して指導することも可能。

5 特別支援学校

(4) 防災教育に関する年間を通しての指導計画例

| 学期 | 対象 | 訓練・学習・研修等名称 | 主な活動及び留意点 | |
|---------|---------|-------------|--|--|
| 1 学期 | 幼児児童生徒 | 火災防災訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 火災による被害を最小限に抑えるとともに、児童生徒等の安全確保、避難経路・避難方法の確認を行う。特に、火災発生場所に応じた避難経路の確認。 授業時間を想定した訓練。 訓練後、避難状況に関する課題を基に改善策を検討し、児童生徒等及び職員に周知する。 | |
| | | 防災学習 | <ul style="list-style-type: none"> 「火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方」 学部や発達段階に応じた指導内容を設定する。 | |
| | 職員 | 職員研修会 | <ul style="list-style-type: none"> 防災計画の確認。 | |
| | | 安全点検（校舎内外） | <ul style="list-style-type: none"> 手順の確認（点検 報告 改修 確認） | |
| | | 避難経路の確認 | <ul style="list-style-type: none"> 第一次～第三次避難それぞれにおける避難経路の検討及び点検。 | |
| | | 職員研修会 | <ul style="list-style-type: none"> 応急救護の実践的技能の習得。 | |
| | 寄宿舎 | 地震防災訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 就寝時に地震が発生したことを想定した訓練。 避難経路・避難方法の確認。 | |
| | 2 学期 | 幼児児童生徒 | 東海地震注意情報発表時対応（保護者への引き渡し）訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 保護者は担任から連絡をもらってから引き取りに向かうなど、より実践的な訓練とする。 |
| | | | 地震防災訓練 | <ul style="list-style-type: none"> スクールバス利用（登下校）時を想定した訓練。 |
| | | | 防災学習 | <ul style="list-style-type: none"> 「地震発生時における危険の理解と安全な行動の仕方」 学部や発達段階に応じた指導内容を設定する。 |
| 職員 | | 職員研修会 | <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における幼児児童生徒の心のケアに関する内容 | |
| | | 安全点検 | | |
| | | 災害用品、備蓄品の点検 | <ul style="list-style-type: none"> 災害用品点検表に基づき確認。 | |
| | | 職員研修会 | <ul style="list-style-type: none"> 避難所運営計画について確認。 | |
| 寄宿舎 | | 火災防災訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 自由時間に火災が発生したことを想定した訓練。 舎生の把握、火災発生場所に応じた避難経路の確認。 | |
| 3 学期 | 幼児児童生徒 | 地震防災訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒、職員等に予告しない形で実施。 休み時間を想定した訓練。 訓練後、避難状況に関する課題を基に改善策を検討し、児童生徒等及び職員に周知する。 | |
| | | 防災学習 | <ul style="list-style-type: none"> 「火山活動による災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方」 学部や発達段階に応じた指導内容を設定する。 | |
| | 職員 | 職員研修会 | <ul style="list-style-type: none"> 地震のメカニズム | |
| | | 安全点検 | | |
| | 寄宿舎 | 地震防災訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 舎生、寄宿舎指導員に予告しない形での実施。 | |



特別支援学校に係る具体的な指導事例は、【2章 防災教育指導事例・実践例】を参照のこと